

山形高等学校一覽
昭和十二年至十三年

283
32



0051329-002

283-32

山形高等学校一覽

山形高等学校・〔編〕

山形高等学校

昭和11至12年-昭和14至15年

昭和11-14


AHM

283

32

山形高等學校一覽

自昭和十二年
至昭和十三年



山形高等學校一覽

自昭和十二年三月
至昭和十三年四月

發行所寄贈本

目次

○ 學年	一丁
○ 沿革	三丁
○ 關係法令	一三丁
一 文部省直轄諸學校官制(抄)	一三丁
二 文部省直轄諸學校職員定員令(抄)	一五丁
三 高等學校令	一五丁
四 高等學校規程	一九丁
五 高等學校高等科入學資格試驗規程	三八丁
六 文部省直轄學校外國人特別入學規程	三九丁
七 外國人及植民地人學生ニ關スル件	四〇丁
八 文部省直轄諸學校生徒入學試驗無效ニ關スル件	四一丁



目次

一

九 高等學校高等科學力檢定規程

○學則

- 一 總則
- 二 學年、學期、式日及休業日
- 三 入學及在學
- 四 進級及卒業
- 五 休學
- 六 退學
- 七 懲戒
- 八 授業料
- 九 學寮

○生徒心得綱領

○細則

- 一 生徒心得細則
- 二 擔任教官規程

三 指導教官規程	五四丁
四 正副級長規程	五四丁
五 缺席、缺課、遲刻規程	五五丁
六 生徒集會規程	五六丁
七 通學規程	五七丁
八 服裝規程	五七丁
九 學業成績考查細則	六一丁
十 圖書閱覽室規則	六五丁
十一 校旗規程	六七丁
○物品會計規程施行細則	六七丁
○職員服務細則	七三丁
○當直勤務規程	七五丁
○學科主任規程	七七丁
○評議員規程	七七丁
○校務分掌規程	七八丁

○職員

八四丁

○生徒
一 出身學校府縣別表
二 本籍府縣別表

九四丁

○卒業生

一〇八丁

一 卒業生類別調
二 卒業生年度別大學進入情況

一七四丁

○敷地及建物

一七五丁

附 錄

山形高等學校之友會規則

一七七丁

山形高等學校之友會會計細則

一八一丁

山形高等學校之友會役員氏名表

○學 年 歷

自昭和十二年三月
至昭和十三年四月

昭和十二年

四月十二日	入學式
同 日	第一學期授業始
四月二十九日	天長節(拜賀式)
七月七日	第一學期授業終
七月八日	夏季休業始
七月五日	夏季休業終
九月六日	第二學期授業始
秋分日	休業(秋季皇靈祭)
十月五日	休業(創立記念日)
十月十七日	休業(神嘗祭)
十月三十日	教育勅語換發記念日
十一月三日	休業(明治節拜賀式)

十一月廿三日	休業(新嘗祭)
十二月廿四日	第二學期授業終
十二月廿五日	大正天皇祭
十二月廿五日	冬季休業始
昭和十三年	
一月一日	新年拜賀式
一月七日	冬季休業終
一月八日	第三學期授業始
二月十一日	紀元節拜賀式
三月十五日	第三學期授業終
三月十六日	春季休業始

○沿革略

大正七年政府ニ於テ高等學校増設ノ計畫セラル、ヤ山形縣ハ敷地及創設費ヲ寄附シ以テ高等學校ノ設置セラレンコトヲ請願セシニ政府之ヲ納レテ本校ノ設置ヲ見ルニ至レリ、其ノ沿革大略左ノ如シ。

大正九年

四月十七日 勅令第百十號ニヨリ、本校ヲ設置セラレ、次テ勅令第百十一號ヲ以テ本校職員ノ定員ヲ定メラル。

四月十九日 第六高等學校教授三輪田輪三本校校長ニ任セララル。

四月二十日 文部省ニ於テ事務ヲ開始ス。

六月一日 事務所ヲ縣立山形中學校内ニ移ス。

八月二日 生徒二百名ノ入學ヲ許可ス。

九月四日 縣立山形中學校々舍ヲ使用シテ授業ヲ開始ス。

九月 月 大日本武德會山形支部ノ建物及莊内館ヲ代用シテ假學寮ヲ開ク。

十月五日 南村山郡ノ本校々地ニ於テ創立祝賀會ヲ催シ文部大臣代理松浦專

門學務局長臨席セラル。
 十月十五日 教育ニ關スル勅語謄本ヲ、同二十一日。御眞影ヲ拜戴ス。
 大正十年
 一月八日 南村山郡東澤村新築校舍ニ移轉ス。
 一月二十一日 文部省告示第十八號ヲ以テ山形中學校内假事務所ヲ南村山郡東澤村へ移轉ノ件公布セラル。
 三月三十一日 勅令第五十號ヲ以テ職員ノ定員ヲ改正セラル。
 四月一日 學年ヲ四月一日ヨリ翌年三月三十一日迄ト改ム。
 四月二日 生徒百八十名ノ入學ヲ許可ス。
 十月二十二日 本校寄宿舎一部落成ニ付生徒百四名ノ入寮ヲ許可ス。
 大正十一年
 四月二日 生徒百九十名ノ入學ヲ許可ス。
 四月十七日 勅令第二百四號ヲ以テ職員ノ定員ヲ改正セラル。
 大正十二年
 三月九日 第一回卒業生百十六名ニ卒業證書ヲ授與ス。

四月一日 生徒百七十五名ノ入學ヲ許可ス。
 大正十三年
 三月十日 第二回卒業生百六十三名ニ卒業證書ヲ授與ス。
 四月一日 生徒百七十九名ノ入學ヲ許可ス。
 五月十七日 落成式ヲ舉行シ文部大臣代理トシテ赤間書記官臨席セラル。
 大正十四年
 三月三十一日 第三回卒業生百五十名ニ卒業證書ヲ授與ス。
 四月一日 生徒百九十二名ノ入學ヲ許可ス。
 同日 勅令第八十一號ヲ以テ文部省直轄諸學校職員定員令ニ改正ヲ加ヘ本校助教定員四名ニ減員セラル。
 七月三日 文部大臣岡田良平伊東祕書官ヲ隨ヘ來校親シク視察セラル。
 十月十二日 皇太子殿下本校ニ行啓アラセラレ學校長三輪田輪三文部省實業學務局長武部欽一教授田中三四郎ニ對シ單獨拜謁ヲ賜ヒ學校長言上書及學校一覽ヲ奉呈ス更ニ別室ニ於テ教授一同ニ列立拜謁ヲ賜ヒ次テ文、理科三年ノ授業生徒ノ分列式竝八百米リレー競技ヲ臺覽

遊ハサル。

大正十五年

三月三十一日 第四回卒業生百七十九名ニ卒業證書ヲ授與ス。

同日 學校長三輪田輪三退官同日文部省督學官葉山萬次郎本校校長ニ任セラル。

四月一日 生徒百八十六名ノ入學ヲ許可ス。

同日 學則中一部改正ス。

十二月二十五日 天皇陛下崩御 皇太子殿下踐祚、昭和ト改元遊ハサル。

昭和二年

二月四日 學校長葉山萬次郎大喪儀參列ノ爲出京ス。

在京中ノ教授一名及生徒總代二名出京奉送ス。

同日 七日 大喪儀ニツキ奉悼ノ爲メ休業、午後六時校庭ニ於テ遙拜式ヲ行フ。

同日 八日 奉悼ノ爲メ休業ス。

三月三十一日 第五回卒業生百八十六名ニ卒業證書ヲ授與ス。

四月一日 學則中一部改正ス。

同日 生徒百八十二名ノ入學ヲ許可ス。

五月二日 細則中一部改正ス。

六月二十五日 暖房設備完成ス。

九月十三日 學則中一部改正ス。

十月一日 文部大臣水野鍊太郎赤間祕書官ヲ隨へ來校於講堂職員生徒ニ對シ一場ノ訓示アリタリ。

十一月二日 文部省令第十八號ヲ以テ高等學校規程中一部改正明治節祝賀ノ式ヲ行フヘキ旨定メラル。

十一月廿二日 文部省令第二十八號ヲ以テ高等學校規程中改正セラル。

同日 文部省令第二十九號ヲ以テ官立高等學校高等科入學者選拔試驗規程ハ之ヲ廢止セラル。

昭和三年

三月三十一日 第六回卒業生百七十六名ニ卒業證書ヲ授與ス。

四月一日 生徒百八十八名ノ入學ヲ許可ス。

七月十四日 學則中一部改正ス。
 十月十日 天皇后兩陛下御眞影ヲ拜戴ス。
 十月二十日 生徒集會所新築落成ス。
 十月廿九日 勅令第二百五十六號同第二百五十七號ヲ以テ文部省直轄諸學校官制並同定員令改正生徒監ヲ廢シ生徒主事及生徒主事補ヲ定員各一名ト定メラル。
 十一月六日 天皇后兩陛下京都市ヘ行幸啓アラセラル、ニ付教授田中三四郎及生徒總代二名出京奉送ス。
 同月十日 學校長葉山萬次郎御大禮ニ參列ス。
 同日 御大禮奉祝式ヲ行フ。
 昭和四年
 三月廿九日 學則中一部改正シ昭和四年四月以降ノ入學者ニ對スル授業料ヲ一學年金八拾圓ニ増額ス。
 三月三十一日 第七回卒業生百五十四名ニ卒業證書ヲ授與ス。
 四月一日 生徒百八十名ノ入學ヲ許可ス。

七月六日 三輪田前校長記念館ノ寄附ヲ請ク。
 昭和五年
 三月三十一日 第八回卒業生百八十名ニ卒業證書ヲ授與ス。
 四月十一日 生徒百七十八名ノ入學ヲ許可ス。
 四月二十三日 學校長葉山萬次郎第七高等學校造士館長ニ任セラレ同日付第七高等學校造士館教授久保良澄本校校長ニ任セラル。
 十月三日 創立第十周年記念式ヲ舉行シ文部大臣代理トシテ服部書記官臨席セラル。
 十月八日 文部大臣田中隆三猪股秘書官ヲ隨ヘ來校於講堂職員生徒一同ニ對シ訓示アリタリ。
 昭和六年
 二月五日 曩ニ御下賜相成タル 天皇后兩陛下ノ御眞影ヲ奉還シ新ニ兩陛下御眞影ヲ拜戴ス。
 三月二十七日 文部省令第七號ヲ以テ高等學校規程中改正セラル。
 三月三十一日 第九回卒業生百八十名ニ卒業證書ヲ授與ス。

四月一日 本校所在地山形市へ編入ノ爲メ山形市小白川町ト改稱。
同日 本學年ヨリ指導教官制ヲ設ケ之ヲ施行ス。
四月十一日 生徒百八十七名ノ入學ヲ許可ス。
昭和七年
三月三十一日 第十回卒業生百五十九名ニ卒業證書ヲ授與ス。
四月十一日 生徒百七十二名ノ入學ヲ許可ス。
昭和八年
三月三十一日 第十一回卒業生百六十五名ニ卒業證書ヲ授與ス。
四月十一日 生徒百六十九名ノ入學ヲ許可ス。
六月三十日 學則中退學及除名懲戒ノ項一部改正ス。
七月一日 前校長三輪田輪三本校名譽教授ノ名稱ヲ授ケラル。
昭和九年
三月三十一日 學則中寮費ノ項一部改正四月一日ヨリ施行。
同日 第十二回卒業生百五十九名ニ卒業證書ヲ授與ス。
四月十一日 生徒百四十名ノ入學ヲ許可ス。

昭和十年
三月三十一日 第十三回卒業生百五十名ニ卒業證書ヲ授與ス。
四月十一日 生徒百四十一名ノ入學ヲ許可ス。
九月十二日 學校長久保良澄退官同日文部省督學官石井忠純本校校長ニ任セラ
ル

十一月六日 前校長久保良澄本校名譽教授ノ名稱ヲ授ケラル。
十二月九日 學則中復校其ノ他一部改正即日實施。

昭和十一年

三月三十一日 第十四回卒業生百五十二名ニ卒業證書ヲ授與ス。
四月十一日 生徒百三十六名ノ入學ヲ許可ス。
五月二十日 細則及學科主任規程竝評議員規程中一部改正實施ス。
九月八日 校旗規程ヲ定ム。
九月九日 學校長石井忠純文部省圖書局長ニ任セラレ同日文部省圖書監修官
兼文部省督學官佐野保太郎本校校長ニ任セラル。
十月五日 校旗制定ニ付校庭ニ於テ樹立式ヲ行フ。

昭和十二年

三月三十一日 第十五回卒業生百四十名ニ卒業證書ヲ授與ス。
四月十一日 生徒百三十九名ノ入學ヲ許可ス。

○關係法令

一 文部省直轄諸學校官制(抄) 明治二十六年勅令第八六號

第一條 文部省直轄諸學校ハ左ノ如シ

* * * * *
山形高等學校

第六條 文部省直轄諸學校ニ左ノ職員ヲ置ク

- 校長
- 教授
- 生徒主事
- 助教授
- 書記
- 生徒主事補

關係法令

前項職員ノ外文部省直轄諸學校職員定員令ノ定ムル所ニ依リ助手ヲ置クコトヲ得

第七條 校長ハ勅任又ハ奏任トス文部大臣ノ命ヲ承ケ校務ヲ掌理シ所屬職員ヲ監督ス

第八條 教授ハ勅任又ハ奏任トシ助教ハ判任トス生徒ノ教育ヲ掌ル

第九條 文部省直轄諸學校職員定員令ニ於テ生徒主事ノ專任定員ヲ配置シタル學校ノ生徒主事ハ奏任トシ其ノ他ノ學校ノ生徒主事ハ當該學校ノ奏任教官ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス

生徒主事ハ校長ノ命ヲ承ケ生徒ノ訓育ヲ掌ル

第十條 書記ハ判任トス上官ノ命ヲ承ケ庶務會計ニ従事ス

第十條ノ二 文部省直轄諸學校職員定員令ニ於テ生徒主事補ノ專任定員ヲ配置シタル學校ノ生徒主事補ハ判任トシ其ノ他ノ學校ノ生徒主事補ハ當該學校ノ判任教官ノ中ヨリ文部大臣之ヲ命ス

生徒主事補ハ上官ノ命ヲ承ケ生徒主事ノ職務ヲ助ク

第十條ノ三 助手ハ判任トス教授又ハ助教ノ指揮ヲ承ケ授業及實驗ノ補助ニ従

事ス

第十七條 專任教官中其ノ學校所設ノ某學科ヲ擔任スヘキ者ヲ得サル場合ニ於テハ兼任教官ヲ置キ若クハ學校長ニ於テ特ニ文部大臣ノ許可ヲ得テ臨時ニ講師ヲ囑託シ其ノ學科ノ授業ヲ擔任セシムルコトヲ得

二 文部省直轄諸學校職員定員令(抄) 明治三十五年勅令第九十九號

文部省直轄諸學校專任教員左ノ如シ

山形高等學校	
校長	一
教授	三〇
生徒主事	一
助教	三
書記	六
生徒主事補	一

三 高等學校令 大正七年十二月 勅令第三百八十九號

第一條 高等學校ハ男子ノ高等普通教育ヲ完成スルヲ以テ目的トシ特ニ國民道德ノ充實ニカムヘキモノトス

第二條 高等學校ハ官立、公立又ハ私立トス

第三條 高等學校ヲ設立スルコトヲ得ル公共團體ハ北海道及府縣トス

- 第四條 私立高等學校ハ財團法人タルコトヲ要ス但シ特別ノ必要ニ因リ學校經營ノミヲ目的トスル財團法人カ其ノ事業トシテ之ヲ設立スル場合ハ此ノ限ニ在ラス
- 第五條 前條ノ財團法人ハ高等學校ニ必要ナル設備又ハ之ニ要スル資金及少クトモ高等學校ヲ維持スルニ足ルヘキ收入ヲ生スル基本財産ヲ有スルコトヲ要ス但シ其ノ基本財産ノ額ハ五拾萬圓ヲ下ルコトヲ得ス
基本財産中前項ニ該當スルモノハ現金又ハ國債證券其ノ他文部大臣ノ定ムル有價證券トシ之ヲ供託スヘシ
- 第六條 公立及私立ノ高等學校ノ設立廢止ハ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ
- 第七條 高等學校ノ修業年限ハ七年トシ高等科三年尋常科四年トス
高等學校ハ高等科ノミヲ置クコトヲ得
- 第八條 高等學校高等科ヲ分チテ文科及理科トス
- 第九條 高等學校ニハ高等科ヲ卒リタル者ノ爲ニ專攻科ヲ置クコトヲ得其ノ修業年限ハ一年トス
專攻科ヲ卒リタル者ハ得業士ト稱スルコトヲ得

- 專攻科ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム
- 第十條 高等學校ニハ特別ノ必要アル場合ニ於テ豫科ヲ置クコトヲ得但シ第七條第二項ノ高等學校ニ付テハ此ノ限ニ在ラス
高等學校豫科ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム
- 第十一條 高等學校尋常科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ當該學校豫科ヲ修了シタル者、尋常小學校ヲ卒業シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ學力アリト認メラレタル者トス
- 第十二條 高等學校高等科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ當該學校尋常科ヲ修了シタル者、中學校第四學年ヲ修了シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ學力アリト認メラレタル者トス
- 第十三條 高等學校ノ生徒定數ハ高等科四百八十人以内尋常科三百二十人以内トス
シ第七條第二項ノ高等學校ニ在リテハ專攻科ヲ除キ六百人以上トス
- 第十四條 高等學校ニ於テハ同科同學年ノ生徒ヲ以テ學級ヲ編制スヘシ
一學級ノ生徒定數ハ四十人以上トス
- 第十五條 高等學校ニ於テハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ學科目ノ種類ニ從ヒ學級

ノ異ナル生徒ヲ合シテ同時ニ之ヲ教授スルコトヲ得

第十六條 高等學校ノ教員ハ文部大臣ノ授與シタル高等學校教員免許狀ヲ有スル者タルコトヲ要ス但シ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ免許狀ヲ有セサル者ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

高等學校教員免許狀ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第十七條 高等學校ノ設備、編制、學科目及其ノ程度、教科書並生徒ノ入學退學及懲戒、授業料、入學料等ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第十八條 公立及私立ノ高等學校ハ文部大臣ノ監督ニ屬ス

第十九條 文部大臣ハ公立及私立ノ高等學校ニ對シ報告ヲ徵シ檢閲ヲ行ヒ其ノ他監督上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第二十條 本令ニ依ラサル學校ハ勅定規程ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外高等學校ト稱シ又ハ其ノ名稱ニ高等學校タルコトヲ示スハキ文字ヲ用ウルコトヲ得ス

附 則

本令ハ大正八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

四 高等學校規程 大正八年文部省令第八號

第一章 學科課程及教科書

第一節 尋常科

第一條 尋常科ノ學科目ハ修身、公民科、國語漢文、外國語、歷史、地理、數學、理科、圖畫、音樂、作業科、體操トス

外國語ハ英語、獨語又ハ佛語トス

第二條 各學年ニ於ケル各學科目ノ每週教授時數ハ左表ニ依ルヘシ

學科目	學年			
	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年
修身	一	一	一	一
公民科			一	一
國語漢文	七	七	六	六
外國語	六	七	六	六
歷史	三	三	三	三
地理				三

數	學	理	圖	音	作	體	計
四	四	二	一	一	一	五	三二
四	四	二	一	一	一	五	三二
四	四	四	一	一	一	五	三三
四	四	五	一	一	一	五	三三

作業科、圖畫、音樂等ノ實習及體操ハ前表ノ教授時數ヲ適宜増加シテ之ヲ課スルコトヲ得

第三條 中學校ノ學科目ノ程度ニ關スル中學校令施行規則ノ規定ハ尋常科ニ關シ之ヲ準用ス

第二節 高等科

第四條 高等科文科ノ學科目ハ修身、國語及漢文、第一外國語、第二外國語、歷史、地理、哲學概説、心理及論理、法制及經濟、數學、自然科學、體操トス

高等科理科ノ學科目ハ修身、國語及漢文、第一外國語、第二外國語、數學、物理、化學、植物及動物、礦物及地質、心理、法制及經濟、圖畫、體操トス
外國語ハ、英語、獨語又ハ佛語トス

第二外國語ハ隨意科目トス

第五條 修身ハ教育ニ關スル勅語ノ旨趣ニ基キ道德上ノ思想及情操ヲ養成シ實踐躬行ヲ勸奨スルヲ以テ要旨トス

修身ハ道德ノ要領ヲ授ケ國家、社會、家族ニ對スル責務竝人格修養ニ關シ必要ナル事項ヲ知ラシメ特ニ我國民道德ヲ會得シ其ノ實行ニ努メシムヘシ

第六條 國語及漢文ハ言語文章ヲ了解シ正確且自由ニ思想ヲ表ハスノ能力ヲ得シメ智徳ヲ啓發シ文學上ノ趣味ヲ養フヲ以テ要旨トス

國語及漢文ハ文科ニ在リテハ近世、近古及中古ノ國文ヲ授ケ進ミテ上古文ノ一般ニ及ホシ又普通ノ漢文ヲ講讀セシメ國語文法及國文學史ノ大要ヲ授ケ作文ニ習熟セシムヘシ

理科ニ在リテハ近世及近古ノ國文竝普通ノ漢文ヲ授ケ作文ニ習熟セシムヘシ
第七條 外國語ハ英語、獨語又ハ佛語ヲ了解シ且之ニ依リテ思想ヲ表ハスノ能力

ヲ得シメ兼テ智徳ノ増進ニ資スルヲ以テ要旨トス

外國語ハ發音、綴字、讀方、譯解、話方、作文、書取及文法ヲ授クヘシ

第八條 歴史ハ重要ナル古今ノ事蹟ヲ知ラシメ邦國ノ盛衰、文化ノ發達ヲ理會セシメ特ニ我國運發展ノ由來、國體ノ特異ナル所以ヲ明ニシ國民性格ノ養成ニ資スルヲ以テ要旨トス

歴史ハ日本歴史、東洋歴史及西洋歴史ヲ授クヘシ

第九條 地理ハ我國及重ナル世界各國ノ現状ヲ知ラシムルヲ以テ要旨トス
地理ハ我國及諸外國ノ政治、經濟等ニ關スル地理上ノ知識ヲ授クヘシ

第十條 哲學概説ハ思想界ニ關スル知識ヲ與ヘ哲學ノ概念ヲ會得セシムルヲ以テ要旨トス

哲學概説ハ東洋及西洋ノ哲學、宗教ニ就キテ其ノ大要ヲ授クヘシ

第十一條 心理及倫理ハ心意ニ關スル知識ヲ得シメ思考ヲ鍛鍊セシムルヲ以テ要旨トス
心理及倫理ハ各種ノ精神作用、思考ノ原則及其ノ方法ノ概要ヲ授クヘシ

第十二條 數學ハ數理ヲ會得セシメ計算應用ニ熟セシメ思考ヲ精確ナラシムルヲ以テ要旨トス

以テ要旨トス

數學ハ文科ニ在リテハ數學諸論ノ大要ヲ授ケ理科ニ在リテハ代數、方體幾何、三角法、初等解析幾何、初等微分積分及初等力學ヲ授クヘシ

第十三條 自然科學ハ天然物及自然ノ現象ニ關スル知識ヲ與ヘ其ノ法則ヲ理會セシムルヲ以テ要旨トス

自然科學ハ生物、地質、物理、化學等ニ關スル主要ナル事項ヲ授クヘシ

第十四條 物理、化學ハ自然ノ現象ニ關スル知識ヲ與ヘ其ノ法則ヲ理會セシメ之カ應用ヲ示シ兼テ觀察工夫ノ力ヲ養フヲ以テ要旨トス

物理ハ力學、物性、音響、熱、光、礎氣、電氣ヲ授ケ又主要ナル實驗ヲ課スヘシ

化學ハ無機化學及有機化學ヲ授ケ又主要ナル實驗ヲ課スヘシ

第十五條 植物及動物、礦物及地質ハ天然物ニ關スル知識ヲ與ヘ之カ應用ヲ示シ兼テ觀察ヲ精確ナラシムルヲ以テ要旨トス

植物及動物ハ生物ノ形態、生理、分類、進化ニ關スル知識ヲ授ケ又主要ナル實驗ヲ課スヘシ

修 身	學 科 目	學 年	第一學年	第二學年	第三學年
			一	一	一
			一	一	一

鑛物及地質ハ鑛物ノ產狀、性質、用途、地球ノ構造及其ノ變遷ニ關スル知識ヲ授ケ又便宜主要ナル實驗ヲ課スヘシ

第十六條 法制及經濟ハ法制及經濟ニ關スル事項ニ就キ國民生活ニ必要ナル知識ヲ得シムルヲ以テ要旨トス

法制及經濟ハ帝國憲法ノ大要及日常ノ生活ニ適切ナル法制上及經濟財政上ノ事項ヲ授クヘシ

第十七條 圖畫ハ形態ヲ正確且自由ニ畫クノ能力ヲ得シメ意匠ヲ練リ思考ヲ精確ナラシムルヲ以テ要旨トス

圖畫ハ自在畫、平面幾何畫、立體幾何畫ヲ授クヘシ

第十八條 體操ハ身體ヲ健全ニシ動作ヲ敏活ナラシメ剛健ノ精神ト規律ヲ守リ協同ヲ尙フノ習慣トヲ養フヲ以テ要旨トス

體操ハ教練及體操ヲ授クヘシ又劍道、柔道及弓道ヲ加フルコトヲ得

第十九條 文科ノ各學年ニ於ケル各學科目ノ每週教授時數ハ左表ニ依ルヘシ

計	體 操	自 然 科 學	數 學	法 制 及 經 濟	心 理 及 論 理	哲 學 概 說	地 理	歷 史	第一外國語	第二外國語	國語及漢文
									(四)	九	六
									(四)	八	五
(三九)	三	二	三						二	三	六
(三九)	三	三		二	二			五	(四)	八	五
(三八)	三								(四)	八	五

第一外國語ハ尋常科又ハ中學校ニ於テ生徒ノ履修シタル外國語トス但シ生徒ノ志望ニ依リ第一外國語ノ種類ヲ轉換スルコトヲ得シム此ノ場合ニ於テハ各學年

ニ於ケル第一外國語及第二外國語ノ每週教授時數ハ左表ニ依ルヘシ

學科目	第一學年	第二學年	第三學年
第一外國語	一一	一〇	一〇
第二外國語	(三)	(三)	(三)
計	(三一) (三四)	(三一) (三四)	(三〇) (三四)
第二外國語ヲ修メサル者ニ對シテハ其ノ教授時數ヲ便宜他ノ學科目ニ配當スルコトヲ得			
第二十條 理科ノ各學年ニ於ケル各學科目ノ每週教授時數ハ左表ニ依ルヘシ			
學科目	第一學年	第二學年	第三學年
修身	一	一	一
國語及漢文	四	二	一
第一外國語	八	六	六
第二外國語	(四)	(四)	(四)
數學	四	四	(四)

第三學年ノ數學 (二) 及圖畫 (二) ト第三學年ノ植物及動物 (講義二實驗二)

トハ生徒ヲシテ其ノ一ヲ選擇セシムルモノトス

第一外國語ハ尋常科又ハ中學校ニ於テ生徒ノ履修シタル外國語トス但シ生徒ノ志望ニ依リ第一外國語ノ種類ヲ轉換スルコトヲ得シム此ノ場合ニ於テハ各學年ニ於ケル第一外國語及第二外國語ノ每週教授時數ハ左表ニ依ルヘシ

學科目	第一學年	第二學年	第三學年
物理		三	講義三 實驗二
化學		三	講義三 實驗二
植物及動物	二	二	講義二 實驗二
礦物及地質	二		
心理		二	
法制及經濟	二		
圖畫	二	二	(二)
體操	三	三	三
計	(三八) (三八)	(三八) (三八)	(三八) (三八)

學科目	第一學年	第二學年	第三學年
第一外國語	一〇	九	九
第二外國語	(三)	(三)	(三)
計	(三〇)	(三一)	(三一)

第二外國語ヲ修メサル者ニ對シテハ其ノ教授時數ヲ宜便他ノ學科目ニ配當スルコトヲ得

第三節 專攻科

第二十一條 專攻科ノ學科目ハ左ノ學科目中ヨリ便宜選擇シテ之ヲ定ムヘシ
國語、漢文、支那時文、外國語、史學、哲學、倫理學、社會學、法律學、政治學、經濟學、數學、物理學、化學、植物學、動物學、礦物學、地質學、天文學、氣象學、應用化學、機械工學、實業ニ關スル科目等

第四節 教授上ノ注意

第二十二條 高等學校ニ於テハ高等學校令第一條ノ旨趣ニ依リ生徒ヲ教育シ殊ニ國民道德ノ充實ニ關聯セル事項ハ何レノ學科目ニ於テモ常ニ留意シテ教授センコトヲ要ス

各學科目ノ教授ハ其ノ目的及方法ヲ誤ルコトナク互ニ相聯絡シテ補益センコトヲ要ス

第五節 教科書

第二十三條 高等學校ノ教科書ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ學校長之ヲ定ムヘシ但シ文部大臣ノ檢定ヲ經タル中學校教科書ヲ尋常科ノ教科書トシテ使用スル場合ニ於テハ認可ヲ要セス

第二章 學年、教授日數及式日

第二十四條 學年ハ四月一日ヨリ翌年三月三十一日マテトス但シ九月一日ヨリ翌年八月三十一日マテト爲スコトヲ得

第二十五條 教授日數ハ尋常科ニ在リテハ每學年二百二十日以上、高等科ニ在リテハ每學年二百日以上、專攻科ニ在リテハ百九十日以上トス但シ次條ノ場合ニ於テハ此ノ限ニアラス

試驗及修學旅行ニ充ツル日數ハ前項ノ日數ニ算入セス

第二十六條 傳染病豫防ノ爲必要ナルトキ其ノ他非常變災アルトキハ臨時休業ヲ爲スコトヲ得

第二十七條 紀元節、天長節、明治節及一月一日ニハ職員及生徒學校ニ參集シテ祝賀ノ式ヲ行フヘシ

第三章 編制

第二十八條 尋常科ニ於テ學級ノ異ナル生徒ヲ合シテ同時ニ之ヲ教授スルコトヲ得ル場合ニ關シテハ中學校ニ關スル規定ヲ準用ス
高等科ニ於テハ國語及漢文、外國語、數學ヲ教授スル場合ヲ除ク外學級ノ異ナル生徒ヲ合シテ同時ニ之ヲ教授スルコトヲ得

第二十九條 公立又ハ私立ノ高等學校ノ教員數ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ定ムヘシ但シ兼任教員ハ教員數ノ半數ヲ超ユルコトヲ得ス

第三十條 公立又ハ私立ノ高等學校高等科ニ於テ劍道、柔道又ハ弓道ノ教授ヲ擔任スル教員ハ前條ノ定數外トス

第四章 設備

第三十一條 高等學校ニ於テハ校地、校舍、體操場及校具ヲ備フヘシ

第三十二條 校地ハ學校ノ規模ニ適應セル面積ヲ有シ且道德上及衛生上害ナキ所タルヘシ

第三十三條 校舍ニハ教室、事務室其ノ他必要ナル實驗室、圖書室、器械室、標本室等ヲ備フヘシ
校舍ハ教授上、管理上及衛生上適當ニシテ堅牢ナルコトヲ要ス

第三十四條 校具ハ教授上必要ナル圖書、機械、器具、標本、模型等トス

第三十五條 高等學校ニ於テハ別段ノ規定アル場合ヲ除ク外左ノ表簿ヲ備フヘシ

- 一 學則、日課表及教科用圖書配當表
 - 二 職員ノ名簿及履歷書並擔任學科目及時間表
 - 三 生徒學籍簿、出席簿、身體檢査ニ關スル表簿及入營延期又ハ徵兵猶豫ニ關スル書類
 - 四 試驗ノ問題、答案及成績表
 - 五 資産原簿、出納簿、經費ノ豫算決算ニ關スル帳簿及圖書、機械、器具、標本、模型ノ目錄
- 生徒學籍簿ニハ生徒ノ氏名、族籍、居所、生年月日、入學前ノ學歷、入學轉學退學ノ年月日及其ノ學年、卒業ノ年月日、入學試驗ノ有無、轉學退學ノ事由、徵兵事故、保證人ノ氏名及居所等記載スヘシ

第五章 設立及廢止

第三十六條 公立又ハ私立ノ高等學校ノ設立ニ付認可ヲ受ケントスルトキハ左ノ事項ヲ具シ文部大臣ニ申請スヘシ

- 一 名稱
 - 二 高等學校令第七條ノ事項
 - 三 學則
 - 四 各科ノ生徒定數
 - 五 位置及校地
 - 六 校舍ノ圖面及建築ノ設計
 - 七 開校ノ期日
 - 八 經費及維持ノ方法
- 前項第五號ニ關シテハ校地ノ地質及面積並附近ノ情況ヲ記載シタル圖面及飲用水ノ定性分析表ヲ添付スヘシ
- 第一項各號ノ變更ハ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ
- 第三十七條 公立又ハ私立ノ高等學校ノ廢止ニ付認可ヲ受ケントスルトキハ其ノ

事由及生徒ノ處分方法ヲ具シ文部大臣ニ申請スヘシ

第六章 入學、在學、休學、退學及懲戒

第三十八條 生徒ヲ入學セシムヘキ時期ハ學年ノ始ヨリ三十日以内トス

第三十九條 當該高等學校ノ豫科ヲ修了シタル者ハ其ノ他ノ志願者ニ先チ之ヲ尋常科ニ入學セシム

第四十條 他ノ高等學校又ハ中學校ノ豫科ヲ修了シタル者及高等學校ニ於テ國語算術、國史、地理、理科ニ就キ尋常小學校卒業ノ程度ニ依リ行フ檢定ニ合格シタル者ハ尋常科ノ入學ニ關シ尋常小學校ヲ卒業シタル者ト同等以上ノ學力アリト認ム

第四十一條 尋常科第二學年以上ニ入學ヲ許スヘキ者ハ第一學年ニ入學スル資格ヲ有シ且前各學年ノ課程ヲ修了シタル者ト同等以上ノ學力ヲ有スル者タルヘシ

第四十二條 當該高等學校ノ尋常科ヲ修了シタル者ハ其ノ他ノ志願者ニ先チ之ヲ高等科ニ入學セシムヘシ

第四十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ高等科ノ入學ニ關シ中學校第四學年ヲ

修了シタル者ト同等以上ノ學力アリト認ム

- 一 他ノ高等學校尋常科ヲ修了シタル者
- 二 高等學校高等科入學資格試験ニ合格シタル者
- 三 專門學校入學者檢定規程ニ依リ試験檢定ニ合格シタル者
- 四 文部大臣ニ於テ高等學校高等科ノ入學ニ關シ指定シタル者
- 五 文部大臣ニ於テ一般ノ專門學校ノ入學ニ關シ中學校卒業者ト同等以上ノ學力アリト指定シタル者

前項ノ資格試験ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第四十四條 當該高等學校尋常科ヲ修了シタル者以外ノ入學志願者ノ數高等科各
科ニ入學セシムヘキ人員ニ超過スルトキハ入學前ニ於ケル學業成績ト中學校第
四學年修了ノ程度ニ依リ行フ試験ノ成績トヲ併セ考查シテ入學者ヲ選拔スヘシ
但シ試験ハ之ヲ行ハサルコトヲ得

前項ノ考查ノ外必要アリト認ムルトキハ入學志願者ニ對シテ人物考查ヲ行フコ
トヲ得

第四十五條 高等學校ニ於テハ入學志願者ニ對シテ身體検査ヲ行ヒ之ニ合格シタ

ル者ニ限り入學セシムヘシ但シ當該學校ニ於テ豫科ヨリ尋常科ニ進入シ又ハ尋
常科ヨリ高等科ニ進入スル者ニ關シテハ此限ニ在ラス

第四十六條 高等科第二學年以上ニ入學ヲ許スヘキ者ハ第一學年ニ入學スル資格
ヲ有シ且前各學年ノ課程ヲ修了シタル者ト同等以上ノ學力ヲ有スル者タルヘシ
前項入學者ノ學力ハ當該學年ノ程度ニ於テ之ヲ檢定スヘシ

第四十七條 高等學校生徒ニシテ學籍ヲ失ヒタル者其ノ學籍ヲ失ヒタル時ヨリ二
年以内ニ再入學ヲ志願シタル時ハ銓衡ノ上當該學年又ハ翌學年ノ始ヨリ三十日
以内ニ於テ同一學年以下ノ學年ニ限り入學ヲ許可スルコトヲ得

第四十八條 高等學校生徒ニシテ他ノ高等學校ニ轉學ヲ志望スル者アルトキハ關
係學校長ノ協議ニ依リ之ヲ許可スルコトヲ得

第四十九條 高等學校尋常科ト中學校トノ相當學年相互ノ間ニ於テハ前條ノ規程
ニ準シ轉學ヲ許可スルコトヲ得

第五十條 高等學校尋常科各學年ノ課程又ハ全學科ノ修了ヲ認ムルニハ平素ノ學
業成績ヲ考查シテ之ヲ定ムヘシ

高等學校高等科各學年ノ課程ヲ修了又ハ全學科ノ卒業ヲ認ムルニハ平素ノ學業



及試験ノ成績ヲ考査シテ之ヲ定ムヘシ但シ正當ノ事由アリテ試験ニ缺席シタル者ニ對シテハ平素ノ學業成績ノミヲ考査シテ之ヲ定ムルコトヲ得
試験ハ學校長ノ見込ニ依リ之ヲ行ハサルコトヲ得

第五十一條 學校長ハ一學年ノ課程ヲ修了セサル生徒ノ學年ヲ進ムルコトヲ得ス
第五十二條 學校長ハ高等學校高等科ヲ卒業シタル者ニハ卒業證書ヲ、專攻科ヲ卒リタル者ニハ得業證書ヲ、尋常科ヲ修了シタル者ニハ修了證書ヲ授與スヘシ

第五十三條 學校長ハ正當ノ理由アリト認メタルトキハ生徒ノ休學ヲ許可スヘシ
第五十四條 學校長ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニハ退學ヲ命スヘシ

- 一 性行不良ニシテ改善ノ見込ナシト認メタル者
- 二 學力劣等ニシテ成業ノ見込ナシト認メタル者
- 三 引續キ一年以上缺席シタル者
- 四 正當ノ事由ナクシテ引續キ一箇月以上缺席シタル者
- 五 出席常ナラサル者

第五十五條 生徒退學セントスルトキハ學校長ノ許可ヲ受クヘシ
第五十六條 學校長ハ教育上必要ト認メタルトキハ生徒ニ懲戒ヲ加フルコトヲ得

第七章 豫科

第五十七條 高等學校ノ豫科ニ關シテハ中學校ノ豫科ニ關アル中學校令施行規則ノ規定ヲ準用ス

第八章 雜則

第五十八條 高等學校ノ學則中ニ規定スヘキ事項凡左ノ如シ

- 一 學年、學期及休業日ニ關スル事項
- 二 學科課程、教授時數ニ關スル事項
- 三 課程ノ修了及卒業ノ認定ニ關スル事項
- 四 生徒ノ入學、退學、懲戒ニ關スル事項
- 五 授業料、入學料等ニ關スル事項

第五十九條 私立ノ高等學校ニ關シ文部大臣ニ提出スヘキ文書ハ地方長官ヲ經由スヘシ

附則

本令ハ大正八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

五 高等學校高等科入學資格試驗規程

(大正八年文部省令第九號)
(昭和十年令第一九號改正)

第一條 高等學校規程第四十三條ノ高等學校高等科入學資格試驗ヲ受ケントスル者ハ年齡滿十六歲以上ノ男子ニシテ身體健全、品行方正且現ニ中學校ニ在學セサル者タルヘシ

第二條 高等學校高等科入學資格試驗ハ文部大臣ノ指定シタル中學校ニ於テ便宜之ヲ行フ

第三條 試驗ハ中學校第四學年マテノ學科目ニ就キ第四學年修了ノ程度ニ依リ之ヲ行フヘシ但シ實業、音樂、作業科及體操ハ之ヲ除ク

第四條 專門學校入學者檢定規程第七條第二項又ハ大正七年文部省令第三號第六條第二項ニ依ル證明書ヲ有スル者ニシテ試驗ヲ出願シタルトキハ當該學科目ノ試驗ヲ免除ス專門學校入學者檢定規程第八條ニ依リ試驗ヲ免除セラルル者ニ付亦同シ

第五條 中學校ニ於テハ高等學校高等科入學資格試驗ニ合格シタル者ニ合格證書ヲ交付スヘシ

第六條 高等學校高等科入學資格試驗ノ問題、答案及成績表ハ五年以上保存スヘシ

第七條 中學校ニ於テハ本令ノ試驗ニ付試驗手数料ヲ徵收スルコトヲ得

附 則

本令ハ大正八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

六 文部省直轄學校外國人特別入學規程

(明治三十四年)
(文部省令第十五號)

第一條 外國人ニシテ文部省直轄學校ニ於テ一般學則ノ規定ニ依ラス所定ノ學科ノ一科若ハ數科ノ教授ヲ受ケントスル者ハ外務省、在外公館又ハ本邦所在ノ外國公館ノ紹介アルモノニ限り特ニ之ヲ許可スルコトアルヘシ

第二條 前條ニ依リ教授ヲ受ケントスル外國人ハ前條ノ紹介書ヲ添ヘ帝國大學總長若ハ學校長ニ願出ツヘシ

第三條 帝國大學總長若ハ學校長ニ於テ前條ノ出願ヲ受ケタルトキハ相當ノ學力アリト認メタル者ニ限り之ヲ許可スヘシ但シ學校ノ設備上差支アル場合ハ此ノ限ニアラス

第四條 本令ノ規定ニ依リ入學シタル外國人ニシテ學科修了ノ證明書ヲ受ケントスル者ニハ試験ノ上之ヲ附與スヘシ

第五條 本令ノ規定ニ依リ入學シタル外國人ニハ入學試験料、入學料及授業料ヲ徵收セサルコトヲ得

第六條 帝國大學總長及學校長ハ文部大臣ノ許可ヲ受ケ本令ニ關シ必要ナル細則ヲ設クルコトヲ得

七 外國人及植民地人學生ニ關スル件 (大正十年五月九日 發專六六號通牒)

從來外國人ニシテ大學及其豫科、高等師範學校、女子高等師範學校、專門學校又ハ高等學校ニ入學シ得ヘキ規定上ノ資格(中學校又ハ高等女學校卒業、中學校第四學年修了若ハ之ト同等ノ學力アリト檢定セラレタル者等)ヲ有セサル者此等ノ學校ニ入學セントスル場合ニ於テハ之ヲ別科、選科等所謂特科生トシテ入學セシムル例ナルモ外國人ニ關シテハ多少ノ特例ヲ設クル必要アリト考ヘラルルヲ以テ今後ハ各學校ニ於テ其ノ入學資格ニ相當スル試験例ヘハ中學校卒業ヲ入學資格トスル學校ニ於テハ中學校卒業程度ノ試験ヲ行フカ如キヲ行ヒ其ノ成績優良ナル合格者

ハ之ヲ正科生トシテ入學セシメ差支ナキコトニ省議決定シタルニ依リ御承知相成度

從來支那政府ノ委託ニ依リ東京高等師範學校、第一高等學校、東京高等工業學校、山口高等商業學校及千葉醫學專門學校ニ於テ收容セル留學生ニ就テハ從前ノ通り取扱フモノト御承知相成度

八 文部省直轄諸學校生徒入學試験無効ニ關スル件(抄) (明治三十八年十月 文部省令第十八號)

文部省直轄諸學校生徒ニシテ豫メ學校長ノ許可ヲ受ケス他ノ文部省直轄諸學校ノ入學試験ヲ受ケタルトキハ其ノ入學試験ハ無効トス

九 高等學校高等科學力檢定規程 (大正十年十一月訓令 昭和十年五月改正)

第一條 高等學校高等科學力檢定試験ハ帝國大學學部又ハ官立大學ヨリ其ノ入學志願者ノ學力檢定試験施行ノ通告アリタル場合ニ限り高等學校ニ於テ施行ス
試験ハ二月ニ於テ之ヲ施行ス

第二條 試験ハ高等學校高等科學卒業ノ程度ニ依リ之ヲ行フヘシ

高等學校高等科ニ入學スル資格ヲ有セサル者ニハ先ツ中學校第四學年迄ノ學科目ニ就キ第四學年修了ノ程度ニ依ル學力檢定試驗ヲ行フヘシ但シ實業、音樂、作業科及體操ハ之ヲ除ク

第三條 試驗ヲ受ケントスル者ハ受験料金五圓ヲ納ムヘシ
既納ノ受験料ハ何等ノ事由アルモ之ヲ還付セス

第四條 試驗ニ合格シタル者ニハ左式ノ證明書ヲ交付スヘシ（左式略）

○學則

總則

第一條 本校ノ學科ハ高等學校高等科文科及理科トシ其ノ學科課程及教授時數ハ大正八年文部省令第八號ニ據ル

第二條 前條各科ノ學科目中外國語ハ英語及獨語トス
學年、學期、式日及休業日

第三條 學年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第四條 學年ヲ分チテ三學期トナス即チ左ノ如シ

第一學期 四月一日ヨリ 八月三十一日マテ

第二學期 九月一日ヨリ 十二月三十一日マテ

第三學期 一月一日ヨリ 三月三十一日マテ

第五條 紀元節、天長節、明治節及一月一日ニハ祝賀ノ式ヲ行フ

第六條 休業日左ノ如シ

日曜日

大祭日

創立記念日 十月五日

夏季休業 七月八日ヨリ 九月五日マテ

冬季休業 十二月二十五日ヨリ 翌年一月七日マテ

春季休業 三月十六日ヨリ 四月十日マテ

入學及在學

第七條 入學ノ期ハ每學年始トス

第八條 本校ニ入學スルコトヲ得ル者ハ左ノ各號ノ一ニ該當シ且身體檢査ヲ受ケ之ニ合格シタル者タルヘシ

- 一 中學校第四學年ヲ修了シタル者
- 二 高等學校尋常科ヲ修了シタル者
- 三 高等學校高等科入學資格試験ニ合格シタル者
- 四 專門學校入學者檢定規程ニ依リ試験檢定ニ合格シタル者
- 五 文部大臣ニ於テ高等學校高等科ノ入學ニ關シ指定シタル者
- 六 文部大臣ニ於テ一般ノ專門學校ノ入學ニ關シ中學校卒業者ト同等以上ノ學力アリト指定シタル者

第九條 入學ヲ志願スル者ハ入學志願者名票ニ寫眞及考査料ヲ添へ本校ニ差出スヘシ

第十條 入學考査料ハ金五圓トス

第十一條 入學志願者ノ數募集人員ニ超過シタル時ハ高等學校規程第四十四條及同第四十五條ニ依リ入學者ヲ選拔ス

第十二條 入學ノ許可ヲ得タル者ハ指定ノ期日內ニ入學料金參圓、履歷調書、戶籍謄本及在學證書(保證人ノ連署ヲ要ス書式第一號)ヲ差出スヘシ

第十三條 一旦納付シタル考査料及入學料ハ如何ナル事情アリトモ之ヲ返付セス

第十四條 保證人ハ父兄又ハ父兄ニ代リテ其ノ責ニ任スヘキ者タルヘシ

第十五條 保證人住所ヲ變更シ或ハ改印スル等ノコトアルトキハ速ニ届出ツヘシ

第十六條 保證人死亡若ハ其ノ他ノ事由ニヨリテ保證人タル資格ヲ失フトキハ他人ヲ以テ之ニ更へ更ニ在學證書ヲ差出スヘシ

第十七條 生徒ニシテ學籍ヲ失ヒタル者其ノ學籍ヲ失ヒタル時ヨリ二年以內ニ復校ヲ願出ツル時ハ銓衡ノ上當該學年又ハ翌學年ノ始ヨリ三十日以內ニ於テ同一學年以下ノ學年ニ限リ入學ヲ許可スルコトアルヘシ

第十八條 本校生徒ハ學校長ノ許可ヲ經ルニアラサレハ他ノ學校ニ入學ヲ出願スルコトヲ得ス

進級及卒業

第十九條 各學年末ニ於テ生徒ノ學年成績ヲ考査シテ進級及卒業ヲ定ム

第二十條 學年成績ハ學業成績操行及勤惰ヲ考査シテ之ヲ定ム

第二十一條 學業成績ハ平素ノ學業及試験ノ成績ニ依リテ之ヲ定ム

第二十二條 試験ハ臨時及定期ニ之ヲ施行ス
臨時試験ハ必要ニ應シ臨時之ヲ行ヒ定期試験ハ每學期末ニ於テ之ヲ行フ

第二十三條 定期試験ハ其ノ學期間ハ履修シタル課業ニ就キ之ヲ行フ但シ必要ト認メタルトキハ當該學期前ニ履修セル部分ニモ且ルコトアルヘシ

第二十四條 學業成績ノ考查ハ別ニ細則ヲ以テ之ヲ定ム

第二十五條 學年成績ノ考查ニ依ル原級ニ留メタル者ニハ次學年ノ初ヨリ當該學級ノ全學科ヲ再修セシム

第二十六條 卒業成績ハ三學年間ノ學年成績ヲ考查シテ之ヲ定ム

第二十七條 所定ノ課程ヲ履修シテ卒業セル者ニハ卒業證書書式第二號ヲ授與ス

休學

第二十八條 疾病又ハ已ムヲ得サル事故ニヨリ三ヶ月以上修學シ得サル見込ノ者ニハ願ニ依リ其ノ學年間休學ヲ許可スルコトアルヘシ

第二十九條 休學セントスル者ハ其ノ事由ヲ詳記シ保證人ノ連署ヲ以テ願出ツヘシ但シ疾病ノ場合ニハ醫師ノ診斷書ヲ添付スヘシ

第三十條 休學ノ許可ヲ得タル者ハ次學年ノ始ヨリ其ノ原級ノ課程ヲ修ムヘシ但シ兵役ニ服スル爲休學ノ許可ヲ得タル者ハ除隊後直ニ原級ニ復スルモノトス

第三十一條 休學ノ事由止ミタルトキハ許可ヲ得テ課業ニ就クコトヲ得

第三十二條 休學ハ同一學級ニ在ル間ハ一回ニ限ル但シ兵役ニ服スル爲休學シタル者ハ此ノ限ニ在ラス

退學

第三十三條 疾病又ハ已ムヲ得サル事故ニ依リ退學セントスル者ハ其ノ事由ヲ詳記シ保證人ノ連署ヲ以テ願出ツヘシ

第三十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ之ニ退學ヲ命ス

- 一 性行不良ニシテ改善ノ見込ナシト認メタル者
- 二 學力劣等ニシテ成業ノ見込ナシト認メタル者
- 三 引續キ一ケ年以上缺席シタル者
- 四 正當ノ事由ナクシテ引續キ三十日以上缺席シタル者
- 五 出席常ナラサル者
- 六 二學年ヲ超ユルモ尙同級ニ止マル者但シ兵役ニ服シタル期間ハ之ヲ算入セス
- 七 授業料又ハ寮費ノ怠納十四日ニ及フ者

懲戒

第三十五條 生徒ノ本分ニ背戻スル者ハ之ヲ懲戒ニ處ス
 第三十六條 懲戒ハ之ヲ分チテ戒飭、停學、除名及放校ノ四トス

授業料

第三十七條 授業料ハ一學年金八拾圓トス

授業料ハ左ノ三期ニ分納セシム其ノ分納額及納付定日左ノ如シ

(學 期)	(金 額)	(納 付 定 日)
第一學期	金 參 拾 圓	四月二十五日ヨリ 四月二十九日マテ
第二學期	金 參 拾 圓	九月二十五日ヨリ 九月二十九日マテ
第三學期	金 貳 拾 圓	一月二十五日ヨリ 一月二十九日マテ

第三十八條ノ一 授業料ハ缺席停學休學等ノ爲之ヲ免除スルコトナシ但シ兵役ニ服スル爲休學スル者ニハ次期以降ノ分納額ヲ免除ス

第三十八條ノ二 學期開始後退學スル者ノ授業料ハ其ノ學期分ヲ徵收ス

第三十九條 既納ノ授業料ハ之ヲ返付セス

第四十條 授業料ノ怠納五日以上ニ及フ者ハ其ノ登校ヲ差止ム

學 寮

第四十一條 新ニ入學スル生徒ハ凡テ學寮ニ入り本校教育ノ旨趣ニ基キ協同生活ノ訓練ヲ受クルモノトス但シ本校ノ都合又ハ生徒願出ノ事情ニヨリ通學セシムルコトアルヘシ

第四十二條 生徒ハ入寮ノ際在寮誓書ヲ差出スヘシ(書式第三號)

第四十三條 生徒ハ猥リニ退寮スルコトヲ許サス

第四十四條 生徒ノ規約ハ凡テ生徒主事ヲ經テ學校長ノ許可ヲ受クヘシ

第四十五條 寮費ハ一學年金貳拾貳圓トシ左ノ三期ニ分納セシム其ノ分納額及納付定日左ノ如シ

第一學期	金 八 圓
第二學期	金 八 圓
第三學期	金 六 圓

(授業開始ノ日ヨリ七日以内)

中途入寮者ニ對シテハ一ヶ月金貳圓ノ割ヲ以テ其ノ月分ヨリ之ヲ徵收シ指定ノ期日ニ於テ一時ニ之ヲ納付セシム

但シ第一學期分寮費ノ月割ニ關シテハ八月ヲ算入セス中途退寮ノ者ニハ次期以

降ノ分納額ヲ免除ス
既納ノ寮費ハ之ヲ返付セス

第四十六條 寮費ノ怠納五日以上ニ及フ者ハ其ノ登校ヲ差止ム

第四十七條 食費ハ毎月一日ヨリ十日マテニ支拂フモノトス猥リニ之ヲ支拂ハサル者ハ其ノ登校ヲ差止ム

第四十八條 寮生課程、各室人員配當ハ生徒主事之ヲ定ム

第四十九條 寮生ヲシテ委員若干名ヲ公選セシメ生徒主事ノ指導ヲ受ケ寮内ノ事務ヲ分掌シ風紀、整頓、炊事、炊事上ニ關スル責ヲ負ハシム

委員ノ互選ニ依リ總代若干名ヲ定メ寮生ヲ代表シ事務ヲ統理セシム各委員ノ任期ハ一學期間トス

第五十條 寮生ニシテ其ノ建物或ハ備付器具等ヲ破壊汚染シ若ハ亡失シタルトキハ其ノ情狀ニ依リ之ヲ辨償セシムルコトアルヘシ

附 則

本學則實施ニ必要ナル規定ハ別ニ細則ヲ以テ之ヲ定ム
(書式一、二、三號略)

○ 生徒心得綱領

本校生徒タル者ハ左ノ綱領ヲ體得シ人格ノ向上ヲ圖リ國家有用ノ材タランコトヲ期スヘシ

- 一、自治自立ノ精神ヲ尙ヒ責任ヲ自覺スヘシ
- 一、純眞素朴ノ風ヲ重シ堅忍力行ヲ期スヘシ
- 一、自發創意ヲ旨トシ其ノ長所ヲ達成スヘシ
- 一、信義友愛ノ情ヲ厚ウシ共同奉仕ノ實ヲ舉クヘシ

○細則

一 生徒心得細則

- 第一條 生徒ハ師長ニ對シテ敬禮ヲナスハ勿論生徒相互ニ敬意ヲ表スヘシ
- 第二條 生徒ハ其ノ體面ヲ汚損スルノ虞アル料理店其ノ他ノ場所ニ出入スヘカラス
- 第三條 生徒ハ教室ハ勿論其ノ他屋内指定ノ場所以外ニ於テ喫煙スヘカラス
- 第四條 本校ノ告示ハ揭示場ニ發表セル上ハ一般ニ知了セルモノト看做スヲ以テ生徒ハ常ニ之ニ注意スヘシ
- 第五條 生徒ハ登校ノ際制服制帽ヲ著用スヘシ但シ止ムヲ得ス和服ヲ著用スル場合ニハ豫メ其旨生徒課ニ願出テ其ノ許可ヲ受クヘシ
- 第六條 受持教官授業時刻ニ至ルモ出勤セサルトキハ教務課ニツキ其ノ指揮ヲ受クヘシ決シテ隨意退散ス可ラス
- 第七條 生徒若シ本校所屬ノ建物、器具等ヲ毀損若ハ汚損シタルトキハ其ノ情狀ニ依リ之ヲ辨償セシメ又ハ處分スルコトアルヘシ

第八條

近火其ノ他ノ異變アルトキハ直ニ登校シ本校職員ノ指揮ヲ受クヘシ

第九條

生徒揭示ヲナサントスルトキハ豫メ生徒主事ノ許可ヲ受クヘシ但シ校友會ニ關スル者ハ豫メ其ノ部部长ノ承認ヲ受クヘシ

第十條

生徒ノ差出ス願届書ハ凡テ擔任教官ノ承認ヲ受クヘシ但シ別ニ規定セラレタルモノハ此ノ限りニ在ラス

第十一條

生徒及其ノ保證人ニシテ宿所ヲ移轉シ又ハ戶籍上變更ヲ生セシトキハ其ノ謄本ヲ添ヘ速ニ其ノ届出ツヘシ

第十二條

生徒團體旅行ヲ爲サントスルトキハ代表者ヲ以テ豫メ其ノ旨ヲ詳記シ關係教官ヲ經テ生徒課長ニ願出テ其ノ許可ヲ受クヘシ

第十三條

生徒ハ凡テ本校々友會員タルヘキ義務アルモノトス

二 擔任教官規定

第一條 各學級ニ擔任教官一名ヲ置ク

第二條 擔任教官ハ教官中ニ就キ學校長之ヲ命ス

第三條 擔任教官ノ任期ハ一學年間トス

第四條 擔任教官ハ當該學級生徒ノ學業、操行、動情及健康ニ留意シ其ノ他當該學級ニ關スル事項ヲ處理スルモノトス

第五條 擔任教官ハ當該學級生徒ヨリ差出スヘキ願届書ヲ審査スルモノトス

第六條 擔任教官ハ當該學級教室ノ秩序整頓ヲ圖ルモノトス

三 指導教官規程

第一條 指導教官ハ教官中ニ就キ學校長之ヲ委囑シ生徒ヲシテ之ニ分屬セシム

第二條 指導教官ハ指導生徒ノ在學中親シク其ノ身上ニ關シ擔任教官、生徒主事及保證人等ト連絡ヲ保チ適切ナル指導ヲナシ生徒ノ本分ヲ完ウセシムルコトヲ期スルモノトス

四 正副級長規程

第一條 正副級長ハ其ノ學級生徒ヲシテ候補者若干名ヲ互選セシメ其ノ中ニ就キ各一名擔任教官ノ推薦ニ依リ學校長之ヲ命ス但シ各科第一學年級ニ在リテハ第一學期ニ於テ臨時正副級長ヲ命シ第二學期ノ始ニ於テ選舉手續ヲ經テ之ヲ定ム

ルモノトス

第二條 正副級長ノ任期ハ一學年間トス

第三條 正副級長ハ擔任教官ノ指導ニ從ヒ其ノ學級生徒ノ風紀ヲ肅シ學校ノ命令ヲ傳ヘ教室内ノ秩序清潔ヲ保ツヘシ

第四條 各正級長ハ文科理科毎ニ生徒總代各一名ヲ互選スヘシ

第五條 生徒總代ノ任期ハ一學年間トス

五 缺席、缺課、遲刻規程

第一條 課業ニ缺席シタルトキハ出校後三日以内ニ於テ左記書式ニ依ル届書ニ指導教官ノ認印ヲ受ケ生徒課ニ提出スヘシ

書式 略

引續キ七日以上缺席セントスルトキハ缺席ノ當初ヨリ七日以内ニ其ノ旨届出ツヘシ但シ疾病ニ因ル場合ハ醫師ノ診斷書ヲ添付スヘシ

第二條 授業ニ遲刻又ハ缺課シタルトキハ三日以内ニ於テ左記書式ニ依ル届書ニ指導教官ノ認印ヲ受ケ生徒課ニ提出スヘシ

書式略

第三條 四大節四方拜ヲ除ク其ノ他授業ヲ行ハサルモ之ニ準スヘキ場合ニ缺席シタルトキハ第一條ニ依リ届出ヲ爲スヘシ

第四條 疾病ニヨリ試業、行軍等ニ缺課缺席セントスルトキハ豫メ其ノ旨校醫ノ診断書ヲ添ヘテ届出ツヘシ

六 生徒集會規程

第一條 生徒五人以上ノ集會ヲ催サントスルトキハ豫メ擔任教官若クハ校友會部長ヲ經テ生徒課長ニ願出テ其ノ許可ヲ受クヘシ

本校生徒以外ノ者ト共ニスル集會モ亦同シ

第二條 生徒ハ其ノ體面ヲ汚損スルノ虞アル場所ニ集會スヘカラス

第三條 集會ノ節本校教室ヲ使用セントスルトキハ教務課長ニ願出テ其ノ他ノ場所ヲ使用セントスルトキハ生徒課長ニ願出テ其ノ許可ヲ受クヘシ

第四條 定期集會ヲ創設セントスル者ハ豫メ其ノ旨生徒課長ニ届出ツヘシ之ヲ解散シタルトキ亦同シ

七 通學規程

第一條 通學生徒ハ總テ每學期始業ノ日ヨリ三日以内ニ宿所届用紙ノ各項ニ記入シ擔任教官ノ承認ヲ經テ生徒課ニ差出スヘシ

宿所ヲ變更スルトキハ其ノ決定ノ日ヨリ三日以内ニ前項ノ手續ヲナスヘシ

第二條 通學生徒ハ其ノ宿所不適當ト語メラルトキハ轉宿ヲ命セララル、コトアルヘシ

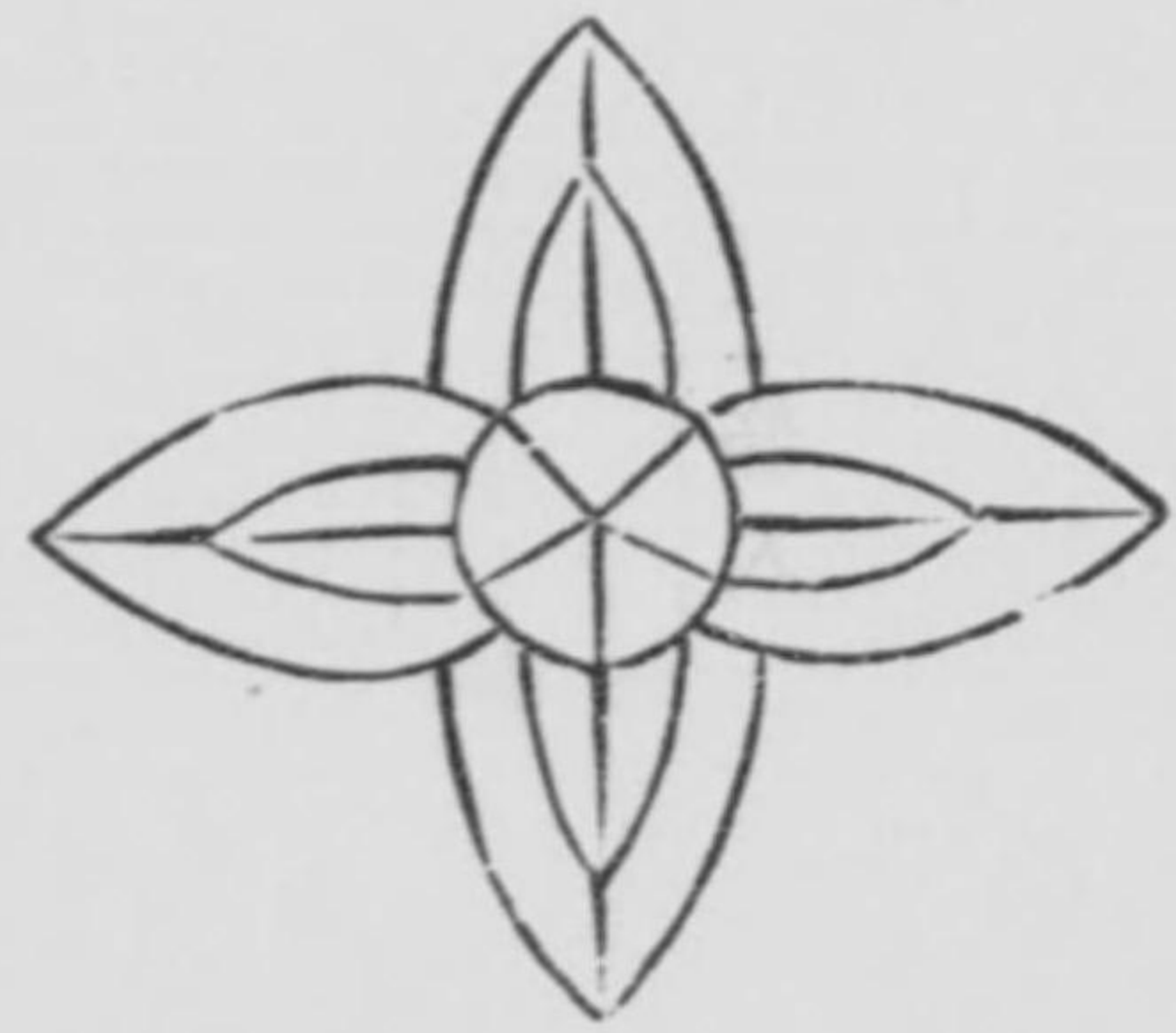
八 服裝規程

本校生徒ノ服裝ハ左ノ如ク定ム

一、正帽

帽章圖

- 制式 海軍形
- 品質 羅紗
- 色 黒
- 前章 帽章(下圖ノ通)
- 横章 白線(幅二分)二條



二、略帽

制式 縁三寸 高二寸五分

品質 麥藁

前章 正帽 = 同シ

横章 鉢巻焦茶色 布幅一寸五分 白線二條入

三、冬服

制式 立襟

品質 ヘル

色 濃紺

鈕釦 色黄 品質真鍮 本校ノ徽章ヲ附セルモノ

襟章 同 同 文科ハL理科ハSノローマンゴシツク形文字ヲ左襟ニ附ス

四、夏服

制式 冬服 = 同シ

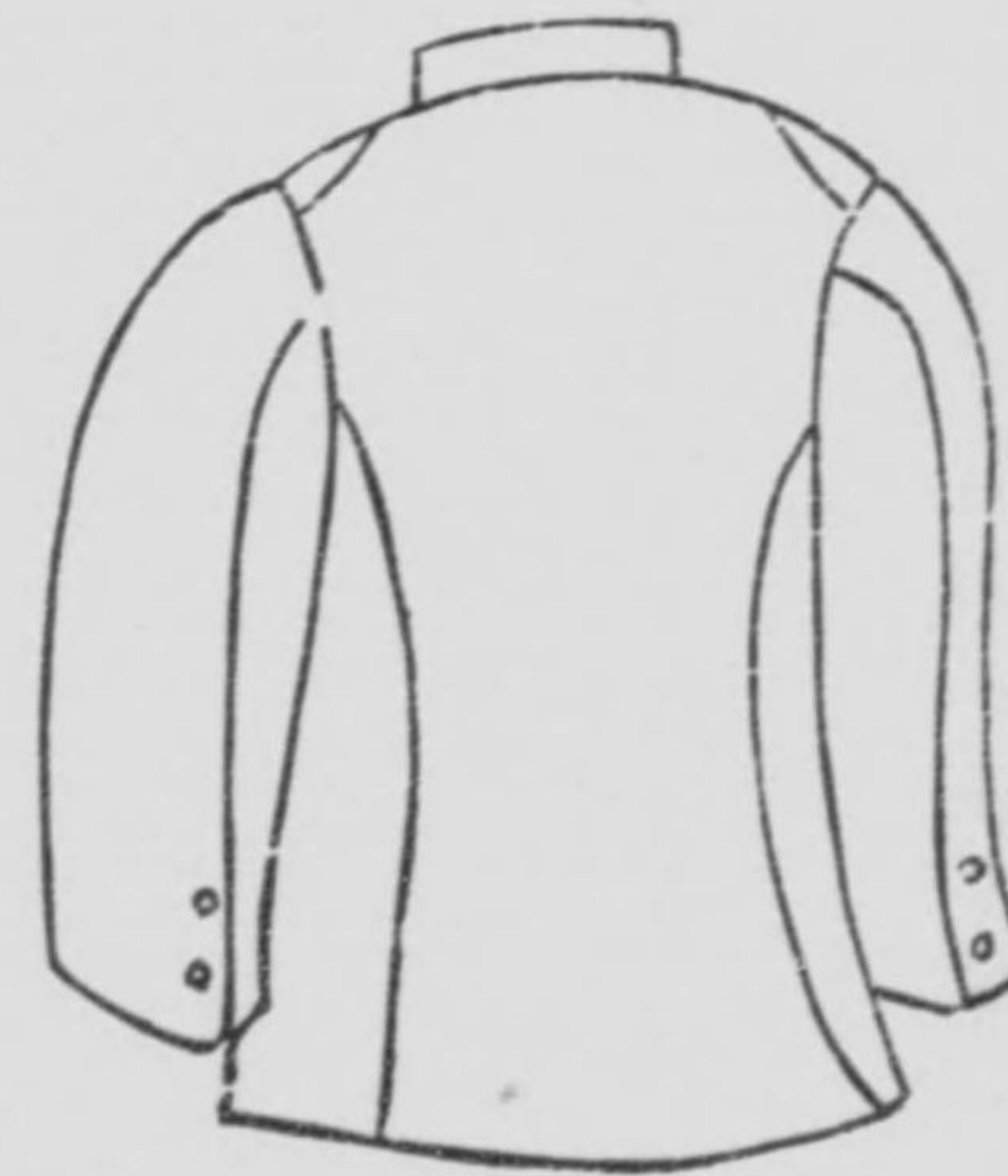
品質 小倉

色 鼠 霜降
鈕釦 冬服 = 同シ
襟章 冬服 = 同シ
制服圖

衣 面前



面背



袴



五、靴

制式 黑色

六、脚絆

制式 卷脚絆

品質 絨又ハ木綿

色 帶青茶褐色

一、左ノ場合ニ於テハ前段制定ノ服装ヲナスヘシ

儀式舉行ノ時

授業ヲ受クル時

本校ノ特ニ指定シタル時

一、略帽ハ夏服装用ノ時ニ限り體操科授業ノ際ハ正帽ヲ著シ脚絆ハ特ニ指定シタル場合ニノミ之ヲ著用スヘシ

一、生徒ハ外出ノ際ハ成ルヘク制服ヲ著用スヘシ和装ヲナストキハ必ス袴ヲ穿キ制帽ヲ著スヘシ

一、外套若ハマント(トンビ形ヲ許サス)ハ黑色或ハ濃紺ニ限り其ノ他ノ色、縞物等ヲ用ウヘカラス

九 學業成績考査細則

第一條 各學科目ノ成績ニ對シ評點ヲ附ス

評點ヲ分チテ學期評點及學年評點トシ各一百ヲ以テ滿點ト定ム

第二條 學期評點ハ當該學期間ニ於ケル各學科目ノ學業成績ニ對シテ之ヲ附ス

學年評點ハ各學期評點ノ和ヲ三除シテ之ヲ定ム

各學科目學年評點ノ和ヲ學科目ノ數ヲ以テ除シタルモノヲ學年平均評點トス

第三條 學期試驗ヲ行ハサル學科目ノ學期成績ハ日課成績及勤惰ニ依リテ之ヲ定ム

第四條 各學年ニ於ケル學科目ノ數ヲ定ムルコト左ノ如シ

學科	學年	第一學年	第二學年	第三學年
	修身			
國語及漢文	學年	第一學年	第二學年	第三學年
	學科	三	三	二
第一外國語	學年	第一學年	第二學年	第三學年
	學科	三	三	三

備考 三學年ノ數學(一)及圖畫(一) ト植物及動物(二)トハ生徒ヲシテ其ノ一ヲ選擇セ シムルモノトス	計	體	圖	法制及經濟	心理	礦物及地質	植物及動物	化學	物樣	數學	第二外國語	第一外國語
		操	畫	濟	理	質	物	學	樣	學	語	語
	一三	—	—	—		—	—			二	—	三
	甲類 乙類	—	—		—	—	—	—	—	二	—	甲類 乙類 三二
	甲類 乙類	—	(一)				(二)	二	二	(一)	—	甲類 乙類 三二

國語及漢文	修身	學科	學年	理科	計	體	自然科學	數學	法制及經濟	心理及論理	哲學概說	地理	歷史	第二外國語
						操	學	學	濟	理	說	理	史	語
二			第一學年		二三	—	—	—				—	—	—
—			第二學年		一三	—	—		—	—			二	—
—			第三學年		二三	—			—	—	—		—	—

第二外國語ヲ修ムル者ニ對シテハ他學科ト同一ニ取扱フモノトス

第五條 平常試驗ハ每學期一回以上施行スルヲ通則トス

第六條 學年平均評點六十以上ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ進級又ハ卒業セシム

一 學年評點六十未滿ノ學科ナキ者

二 學年評點六十未滿ノモノ四科目アルモ其ノ評點二科目四十以上他ノ二科目五十以上ノ者

三 學年評點六十未滿ノモノ總科目數ノ二分ノ一アルモ其ノ評點何レモ五十以上ノ者

第七條 缺席缺課及遲刻ノ多キ者ハ前條ノ規定ニ拘ハラズ原級ニ留ムルコトアルヘシ

第八條 正當ノ事由アリテ試驗ニ缺席シタル者ノ學期評點ハ當該學期ニ於ケル平素ノ學業成績及他ノ學期ノ學業成績ヲ參酌シテ之ヲ定ム

第九條 一學年間ニ二回定期試驗ヲ受ケサル者ハ特別ノ詮議ニ依ル外進級又ハ卒業セシムルコトナシ

第十條 卒業成績ハ各學年成績ヲ平均シテ之ヲ定ム

一〇 圖書閱覽規則

第一條 圖書閱覽室ハ本校職員及生徒參考ノ爲本校所藏ノ圖書ヲ閱覽スル所トス

第二條 閱覽室ハ職員閱覽室及生徒閱覽室ノ二區ニ分ツ

第三條 職員閱覽室ニ入ルコトヲ得ル者ハ本校職員、舊職員及特ニ學校長ノ許可ヲ得タル者ニ限ル

第四條 生徒閱覽室ニ入ルコトヲ得ル者ハ本校生徒ニ限ル

第五條 圖書閱覽室ノ閉鎖日左ノ如シ

一 日曜日

二 大祭日

三 年末年始 十二月二十九日ヨリ翌年一月五日マテ

四 臨時休業日

五 暑中休暇 八月一日ヨリ八月三十一日マテ

第六條 圖書館閉鎖時限ハ時ニ依リテ之ヲ定ム

第七條 生徒圖書ヲ閱覽セントスルトキハ先ツ目錄ニ就キ其ノ圖書ヲ檢出シ所定ノ用紙ニ書名番號、氏名、年月日ヲ記入シ課員ニ差出シテ之ヲ借受ケ閱覽了ラハ直ニ返納スヘシ

第八條 閱覽室ニ入ル者ハ左ノ各號ヲ確守スヘシ若シ之ニ違背スルトキハ退去ヲ命セラル、コトアルヘシ

一 閱覽室ニ入ル者ハ制服又ハ袴ヲ着用スヘシ

二 圖書筆墨紙ノ類ヲ除ク外他ノ物品ヲ室内ニ携入スヘカラス

三 閱覽者ハ借受ケタル圖書ヲ閱覽室外ニ携去スヘカラス

四 閱覽者ハ圖書ヲ他人ニ轉貸スヘカラス

五 總テ靜肅ヲ旨トシ喫煙、音讀、雜談等他人ノ妨害トナルヘキ行爲ヲナスヘカラス

六 閱覽済ノ圖書ハ直ニ之ヲ返納スヘシ

第九條 借受ケタル圖書ハ鄭重ニ之ヲ取扱フヘシ若シ汚損若ハ紛失シタル場合ハ速ニ課員ニ届出ツヘシ但シ時宜ニヨリ之ヲ辨償セシムルコトアルヘシ

第十條 圖書ノ種類ニヨリテハ一般ノ閱覽ヲ許サ、ルコトアルヘシ

第十一條 本校所藏ノ圖書ハ生徒ノ願ニ依リ之ヲ貸付スルコトアルヘシ貸付サレタル圖書ヲ汚損若ハ紛失シタル者ニ對シテハ第九條ノ但書ヲ適用スルコトアルヘシ

一 校旗規程

第一條 校旗ハ本校ノ標幟トス

第二條 校旗ハ儀式竝本校ヲ表示スヘキ場合ニ之ヲ捧持ス

第三條 校旗捧持ノ場合ハ其ノ都度學校長之指定ス

第四條 校旗捧持ノ場合ニ於ケル取扱ハ旗手及護衛之ニ當ル

第五條 旗手及護衛ハ生徒中ヨリ選拔シ學校長之ヲ命ス

第六條 旗手及護衛ノ任期ハ一學年間トス

○ 物品會計規程施行細則

第一章 總則

- 第一條 本校所有ニ屬スル物品ハ學校長之ヲ管理シ其ノ保管及出納ハ物品會計規則及文部省直轄各部物品會計規程ニ基キ此ノ細則ニ依リ處理スヘシ
- 第二條 物品ヲ大別シテ備品消耗品トシ備品ノ用途ヲ専用共用ノ二種トス但シ備品消耗品ノ種別ハ學校長之ヲ定ム
- 共用トハ各部ニ於テ共用スルモノヲ謂ヒ専用トハ職員各自ニ専用スルモノヲ謂フ
- 第三條 各部ニ於テ通常所要ノ物品ハ毎年度始ニ於テ其ノ員數ヲ豫定シ會計課ニ通報スヘシ但シ學術用機械標本等ニシテ豫定シ難キモノハ此ノ限ニアラス
- 第二章 出納
- 第四條 物品ノ出納ハ學校長ノ命令ニ依リ物品會計官吏之ヲ行フ
- 第五條 通常所要ノ物品ニシテ數量ヲ豫定セラレタルモノハ來ノ範圍内ニ於テ又臨時所要ノ物品ハ各部ノ請求ニ依リ學校長ノ命令ヲ受ケテ物品會計官吏購入ノ手續ヲナスヘシ
- 第六條 學術上機械ノ製作及修理ニ特種ノ注意ヲ要スルカ又ハ當業者ヲ選擇スル場合ハ便宜上各部ニ於テ當業者ノ見積書ヲ徴シ(外國製品等ニシテ見積書ヲ徴ス

- ル能ハサルトキハ之カ調書ヲ添付ス)會計課ニ請求スヘシ
- 第七條 物品會計官吏ニ於テ受入レタル物品ヲ支給セントスルトキハ普通備品ニアリテハ番號札ヲ現品ニ付シ共用品ト専用品トニ分チ備品支給簿ニ登記シ消耗品ニアリテハ消耗品出納簿ニ登記シタル後之ヲ物品監守者又ハ物品取扱主任者ニ渡シ受領ノ證トシテ帳簿ニ捺印セシメ若ハ別ニ領收證書ヲ徴スヘシ
- 第八條 監守者若ハ取扱主任者ニ於テ物品ヲ受取りタルトキハ備品ニ屬スルモノハ備品監守簿消耗品ニ屬スルモノハ消耗品受拂簿ニ記入スヘシ
- 第九條 物品ノ不用ニ歸シタルモノアルトキハ直ニ之ヲ會計課ニ返付スヘシ
- 會計課ハ其ノ處分案ヲ具シ學校長ノ決裁ヲ經テ處理スヘシ
- 第三章 保管及監督
- 第十條 各部受入物品ハ一定ノ場所ニ藏置シ鄭重ニ取扱ヒ毀損又ハ亡失セサル様注意スヘシ
- 使用中ノ物品ハ時々修理スヘキモノ、員數調査シ修理ノ請求ヲナスヘシ
- 第十一條 使用中ノ物品ハ物品會計官吏ニ於テ左ノ事項ニ依リ監督スヘシ
- 一、各部ノ消耗品受拂報告表ヲ毎月消耗品支給簿ニ照査スルコト

- 一、毎年一回以上備品支給簿及消耗品支給簿ヲ以テ各部ニ就キ現品ヲ査閲シ且各部ノ監守簿受拂簿ノ調査ヲナシ學校長ニ報告スルコト
- 一、前項ノ場合ニ於テ物品ノ亡失毀損ヲ發見シタルトキ又ハ其ノ使用上ニ付意見アルトキハ學校長ニ其ノ處理ヲ求ムルコト
- 第十二條 共用備品ノ監守及消耗品取扱ノ爲各部ニ物品監守者及物品取扱主任者ヲ置ク但シ専用物品ハ各自之ヲ監守シ其責ニ任スヘシ
- 第十三條 物品ヲ毀損シ又ハ紛失シタルトキハ物品監守者ニ於テ其ノ實況ヲ詳記シ物品會計官吏ニ差出スヘシ物品會計官吏之ヲ審査シ物品檢閲委員ノ合議ヲ經學校長ノ裁定ヲ得テ責任者ヲシテ之ヲ修理セシメ又ハ代品若ハ相當代價ヲ辨償セシムルモノトス
- 第十四條 物品監守者又ハ取扱主任者更迭シタルトキハ物品會計官吏立合ノ上前任者及後任者ノ備品監守簿若ハ消耗品受拂簿ト現品トヲ對照シ其ノ物品ノ引繼ヲ爲スヘシ引繼ノ事由及年月日ハ帳簿ニ之ヲ記入シ各自記名捺印スヘシ

第四章 檢 閱

第十五條 學校長ハ物品檢閲委員若干名ヲ設ケテ物品ノ保管及使用ヲ檢閲セシム

ヘシ但シ檢閲ヲ分チテ定期臨時ノ二種トス

第十六條 定期檢閲ハ毎年六月乃至十月其ノ期日ヲ定メテ之ヲ施行シ臨時檢閲ハ臨時之ヲ施行スヘシ

第十七條 物品檢閲ノ期日及委員ノ指名ハ會計課ヨリ豫メ各部ニ通報スヘシ

第十八條 物品檢閲委員ノ檢閲スヘキ事項左ノ如シ

- 一、物品保管ノ適否
- 一、物品使用及消費ノ適否
- 一、物品缺損ノ有無
- 一、備品及消耗品支給定數過不足
- 一、帳簿ト現品トノ對照

第十九條 物品檢閲ノ際ハ物品監守者又ハ物品取扱主任者其ノ席ニ列シテ檢閲ヲ受クヘシ

第二十條 物品檢閲委員ニ於テ檢閲上故障ナシト認ムルトキハ帳簿ニ捺印シテ之ヲ證スヘシ若シ故障アルトキハ當該責任者ヨリ始末書ヲ差出サシメ處分了ルヲ俟テ前項ノ手續ヲナスヘシ

第二十一條 物品檢閲ヲ了リタルトキハ其顛末ヲ具シ意見ヲ付シテ學校長ニ申報スヘシ

第五章 帳簿

第二十二條 物品會計官吏ハ物品ノ出納保管ヲ明確ニスル爲左ノ帳簿ヲ設ケ之ヲ整理スヘシ

一、物品出納簿

證票ニ基キ物品ノ出納ヲ記入シ及在庫並ニ使用物品ノ現在ヲ明カニス

一、備品支給明細簿

命令文書ニ基キ使用ニ供シタル物品ヲ記入シ所在ヲ明カニシ監守者ヲシテ受領印ヲ押捺セシム

一、消耗品支給簿

命令文書ニ基キ支給ノ物品ヲ記入シ取扱主任者ヲシテ受領ノ印ヲ押捺セシム

第二十三條 各部ニ於テハ備品監守簿及消耗品受拂簿ヲ備ヘテ物品現存及受拂ヲ明確ナラシムヘシ

第二十四條 帳簿並ニ諸表ノ様式ハ別紙ノ通り相定ム

(帳簿及諸表様式略)

○職員服務細則

第一條 職員ハ毎日定時マテニ必ス出勤スヘシ

第二條 執務上必要アル時ハ勤務時限外又ハ休日ト雖モ執務スヘシ

第三條 書記、雇員、助手及特ニ命セラレタル者ハ輪番ヲ以テ當直ニ服スヘシ

第四條 病氣其ノ他ノ事故ニ依リ遅刻若ハ缺勤スルトキハ定時前ニ届出ツヘシ但シ病氣缺勤一週間ニ亙ルトキハ醫師ノ診斷書ヲ添ヘテ届出テ爾後二週間毎ニ同様ノ手續ヲナスヘシ

第五條 病氣若ハ其ノ他ノ事故ニ依リ早退セントスルトキハ其ノ旨届出ツヘシ

第六條 本校ニ於テ施行スル儀式ニハ必ス參列スヘシ不參ノ場合ニハ前以テ届出ツヘシ

第七條 忌服ヲ受ケントスルトキハ其ノ親屬關係ヲ記シ忌引届ヲ提出スヘシ

第八條 父母ノ祭日ニ休暇ヲ受ケントスルトキハ前以テ届出ツヘシ

- 第九條 止ムヲ得サル事由ニ依リ任地ヲ離レントスルトキハ其ノ事由、旅行日數及行先ヲ記シ出發前ニ願出ツヘシ
休暇中又ハ賜暇中ニ旅行セントスル者ハ日數及旅行先ヲ記シ出發前ニ届出ツヘシ
- 第十條 陸軍召集規則竝ニ海軍召集規則ニ依ル召集又ハ簡閱點呼ニ應スルトキハ日限及應召部隊、艦隊等ヲ記シ出發前ニ届出ツヘシ
- 第十一條 出張ノ命ヲ受ケタルトキハ届出ヲ提出シ、歸校後直ニ復命スヘシ
- 第十二條 校務ノ外職務ニ従事セントスルトキハ報酬ノ有無ニ拘ラス學校長ノ承認ヲ受クヘシ
- 第十三條 官廳其ノ他ヨリ本校ヲ經由セスシテ辭令書ヲ受ケ其ノ事項ノ履歷ニ關係アルモノハ其ノ都度届出ツヘシ
- 第十四條 住所ヲ移轉シ又氏名ヲ變更シタルトキハ直ニ届出ツヘシ
- 第十五條 轉任、免官、休職等ノ際又ハ分課事務ヲ免セラレタルトキハ取扱事務ニ關スル書類及物品ノ引繼ヲナスヘシ
- 第十六條 非常事故アルトキハ速ニ登校シ臨機ノ處置ヲナスヘシ

○當直勤務規程

- 第一條 當直勤務ハ本校當直ト學寮當直トス
- 第二條 本校當直ハ書記、雇員、助手又ハ特ニ命セラレタル者輪番ヲ以テ之ニ服スヘシ
學寮當直ハ生徒課勤務ノ職員輪番ヲ以テ之ニ服スヘシ
- 第三條 當直時間ハ平日ニアリテハ執務時間ノ終リヨリ翌日ノ執務時間ノ始マテトシ休日ニアリテハ執務時間ノ始ヨリ翌日ノ執務時間マテトス
- 第四條 病氣、出張其ノ他ノ事故ニヨリ當直スルコト能ハサルトキハ代直ヲ立テ本校當直ニ於テハ庶務課ニ、學寮當直ニ於テハ生徒課ニ前以テ届出ツヘシ
- 第五條 本校當直ノ任務概ネ左ノ如シ
一、御眞影奉安所及其ノ他ノ鎖鑰ヲ管守スルコト
二、巡視、校丁等ヲ監督シ校舎内外一切ノ取締ヲナスコト
三、往復物件ヲ處理スルコト
四、火器其ノ他火災ノ虞アル器物ニ對シテ注意スルコト



- 五、當直日誌ヲ記入スルコト
- 第六條 學寮當直ハ學寮ノ管理及取締ニ任シ寮内一切ノ事務ヲ處理スヘシ但シ日誌記入ハ本校當直ニ準ス
- 第七條 當直日誌ニハ左ノ事項ヲ記入スルヲ要ス
 - 一、當直ノ年月日天候並當直者ノ氏名
 - 二、巡視及校丁ノ氏名
 - 三、到着若クハ發送セシ物件ノ目錄
 - 四、以上ノ外當直中ニ處理シタル事項
- 第八條 當直日誌ハ翌日庶務課長、若クハ生徒課長ヲ經テ夫々學校長ノ査閲ヲ受クヘシ
- 第九條 當直者ハ勤務中、學校ヲ離ル、コトヲ得ス
- 第十條 當直者ハ其ノ任務ニ關シ互ニ助力ヲ求ムルコトヲ得
- 第十一條 當直中非常事故アルトキハ之ヲ學校長ニ急告シ、且臨機ノ處置ヲナスヘシ
- 第十二條 當直者ノ服務ニ關スル細目ハ本校當直ニ於テハ庶務課長、學寮當直ニ

於テハ生徒課長之ヲ定ムヘシ

○學科主任規程

- 第一條 一學科若ハ數學科ニ學科主任一人ヲ置ク
- 第二條 學科主任ノ擔任スヘキ事項左ノ如シ
 - 一 當該學科教授ノ統一進歩ノ爲適當ナル處置ヲナスコト
 - 二 當該學科教官ノ授業料分擔ニ關スルコト
 - 三 當該學科ノ教授要目ニ關スルコト
 - 四 教授用圖書ノ選定ニ關スルコト
 - 五 教授上必要ナル参考用圖書、器具、機械、標本、藏品等ヲ調査スルコト
 - 六 特別教室ニ關スルコト
- 第三條 各學校ノ連絡ヲ圖ルタメ隨時學科主任會議ヲ開催ス

○評議員規程

- 第一條 本校ニ評議員若干名ヲ置ク

- 第二條 評議員ハ各課長並教官ノ互選シタル教授中ニ就キ學校長之ヲ命ス
- 第三條 教官ノ互選シタル評議員ノ任期ハ之ヲ一年間トス但シ再選スルコトヲ得
- 第四條 評議員ハ學校長ノ諮問ニ應シ意見ヲ述フ
- 第五條 必要アル場合ニハ員外ノ職員ヲ評議員會ニ列席セシムルコトアルヘシ

○校務分掌規程

- 第一條 校務ヲ分チテ教務、生徒、庶務、圖書、會計ノ五課トス
- 第二條 各課ニ課長若ハ主任ヲ置キ其ノ分掌事務ヲ管理セシム
- 第三條 教務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
 - 一 學科課程及授業ニ關スル事
 - 二 教室及教官室ニ關スル事
 - 三 學級ノ編制ニ關スル事
 - 四 擔任教官ニ關スル事
 - 五 教授ノ授業分擔及日課ノ配當ニ關スル事
 - 六 教科用圖書ニ關スル事

- 七 授業上ノ設備ニ關スル事
- 八 成績考査、進級及卒業ニ關スル事
- 九 生徒募集ニ關スル事
- 十 生徒ノ入學ニ關スル事
- 十一 生徒ノ學籍ニ關スル事
- 十二 退學及休學ニ關スル事
- 十三 在學證明ニ關スル事
- 十四 成績證明ニ關スル事
- 十五 體操副科ニ關スル事
- 十六 行軍演習及修學旅行ニ關スル事
- 十七 生徒ノ大學進入ニ關スル事
- 十八 卒業生ニ關スル事
- 十九 教官ノ報告ニ關スル事
- 二十 教官會議ニ關スル事
- 二十一 參觀人取扱ニ關スル事

二十二 其ノ他教務ニ關スル一切ノ事項

第四條 生徒課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 生徒ノ風紀ニ關スル事
- 二 生徒ノ賞罰ニ關スル事
- 三 生徒ノ勤惰ニ關スル事
- 四 指導教官ニ關スル事
- 五 正副級長ニ關スル事
- 六 生徒ノ服裝ニ關スル事
- 七 生徒ノ保健衛生ニ關スル事
- 八 生徒ノ身體検査ニ關スル事
- 九 生徒ノ兵役ニ關スル事
- 十 生徒ノ控室ニ關スル事
- 十一 生徒ノ宿所ニ關スル事
- 十二 生徒ノ集會、揭示ニ關スル事
- 十三 生徒ノ團體旅行ニ關スル事

- 十四 生徒ノ入寮、退寮ニ關スル事
 - 十五 學寮ノ管理、警備ニ關スル事
 - 十六 寮生ノ炊事ニ關スル事
 - 十七 學寮附屬販賣部ニ關スル事
 - 十八 其ノ他生徒ニ關スル一切ノ事項
- 第五條 庶務課ニ於テハ左ノ事項ヲ掌ル
- 一 御眞影及勅語謄本ノ保管ニ關スル事
 - 二 校長官印及校印ノ保管ニ關スル事
 - 三 職員ノ進退、身分及服務ニ關スル事
 - 四 傭外國人ニ關スル事
 - 五 公文書ノ處理ニ關スル事
 - 六 諸規則ノ制定改廢ニ關スル事
 - 七 統計、報告及一覽ニ關スル事
 - 八 日誌及記錄ニ關スル事
 - 九 校章及校旗ニ關スル事

- 十 儀式ニ關スル事
 - 十一 校長室及會議室ニ關スル事
 - 十二 評議員會ニ關スル事
 - 十三 當直ニ關スル事
 - 十四 寄附願ニ關スル事
 - 十五 乘車乘船運賃割引證ニ關スル事
 - 十六 其ノ他々課ニ屬セサル一切ノ事項
- 第六條** 圖書課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 圖書ノ保管及整理ニ關スル事
 - 二 圖書ノ注文及購入ニ關スル事
 - 三 圖書貸付ニ關スル事
 - 四 圖書目錄編纂ニ關スル事
 - 五 圖書印保管ニ關スル事
 - 六 書庫及閱覽室ニ關スル事
 - 七 新聞、雜誌、年報、一覽表等ノ保管、整理及出納ニ關スル事

- 八 其ノ他圖書ニ關スル一切ノ事項
- 第七條** 會計課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 歳入歳出ノ豫算及決算ニ關スル事
 - 二 金錢ノ收支及保管ニ關スル事
 - 三 國有財産及資金ニ關スル事
 - 四 物品ノ購入、賣拂、貸借及修理ニ關スル事
 - 五 物品ノ出納及保管ニ關スル事
 - 六 營繕ニ關スル事
 - 七 傭人ニ關スル事
 - 八 電話、電燈、瓦斯、給水及煖房ニ關スル事
 - 九 校内ノ警備及衛生ニ關スル事
 - 十 其ノ他會計ニ關スル一切ノ事項
- 第八條** 各課ノ擔任事項ニシテ他課ニ關聯スルモノニ付テハ各課ノ合議ニヨリテ之ヲ處理スヘキモノトス
- 第九條** 各課所屬職員ハ常務ノ外時宜ニ依リ他課ノ事務ヲ補助スヘキモノトス

○職員

(昭和十二年八月一日現在)

校長

文學士 佐野保太郎 兵庫

名譽教授

理學士 三輪田輪三 東京

教授

(在外研究中)

文學士 久保良澄 佐賀

修身

評議員

文學士 佐藤直丸 山形

英語

評議員

文學士 島村盛助 埼玉

國語

評議員

文學士 岡部美二 靜岡

修身、漢文

(兼) 評議員

理學士 平澤東貫 山形

植物及動物、自然科學

評議員

文學士 今井一郎 山形

法制及經濟、獨語

評議員

文學士 岡本信二郎 千葉

修身、心理

評議員

文學士 勝川全道 愛知

歷史

評議員

文學士 關世男 大阪

化學

評議員

理學士 田島義雄 高知

國語

評議員

文學士 長岡彌一郎 山形

漢文

評議員

文學士 野村岳陽 東京

圖畫

評議員

文學士 北上宇八 兵庫

數學

評議員

理學士 荒田狷介 青森

化學、自然科學

評議員

理學士 望月脩二 關西

英語

評議員

文學士 工藤龜三 宮城

物理、數學、自然科學

評議員

理學士 柳原吉次 熊本

英語

評議員

文學士 協本榮治 神奈川

法制及經濟、獨語

評議員

法學士 財津哲雄 熊本

鑛物及地質、自然科學、地理

評議員

文學士 安齋徹 熊本

獨語

評議員

文學士 大畑末吉 東京

英語

評議員

文學士 深町弘三 石川

數學	理學士	黒田 稻夫	兵庫
獨語	文學士	岡本 政孝	東京
歴史、地理	文學士	森 瑞樹	鹿児島
獨語	文學士	道家 忠道	東京
獨語	文學士	芦田 弘夫	兵庫
修身、哲學概説、論理	文學士	小松 攝郎	長野
生徒主事			
配屬將校	評議員 (兼)	平澤 東貫	前出
體操		荒田 狷介	前出
柔道		海老名 榮一	山形
講師 (就職順)		尾形 源治	山形
圖畫		小塚 義一郎	静岡
劍道		川島 次郎	富山
		山形縣師範學校教諭	

體操	陸軍輜重兵大尉	矢萩 貞三	山形
體操	陸軍歩兵中尉	皆川 彌徳	山形
體操	陸軍歩兵准尉	羽田 又吉	山形
物理	理學士	田中 三四郎	東京
獨語	備外國人教師	ユリウス、ホルツヘル	境岡
英語	書記	ジョン、シヤイベリー	米岡
	主事	村田 徳次郎	東京
	陸軍歩兵少尉	長岡 匡吉	山形
		寒河江 幸雄	山形
		中村 伊太郎	山形
		原 田 勇	山形
		高橋 啓助	山形
		ドクトル、フィロソフイ	境岡
		パチエラー、オブ、アーツ	米岡

生徒主事補

事務囑託

雇員

弓道教師

助手

圖書兼地質鑛物學教室勤務

佐藤 淳治 山形

内藤 政吉 山形

鈴木 猪太郎 山形

加藤 雅義 山形

會田 吉秀 山形

佐藤 善次郎 山形

高山 英夫 山形

武田 富治 山形

安澤 平次郎 山形

川 英治 三重

化學教室勤務

物理學教室勤務

植物及動物學教室勤務

校醫

山形市立病院濟生館長

事務分課

教務課

課長

醫學博士 中原 養樹 岐阜

教授 關 世男 前出

教授 北 上 宇 八 前出

書記 寒 河 江 幸 雄 前出

書記 高 山 英 夫 前出

兼教授 生徒主事 平 澤 東 貫 前出

兼生徒主事 教授 荒 田 狷 介 前出

講師 矢 萩 貞 三 前出

生徒課

課長

事務分課

擔任教官

物理
礦物及地質
體操

擔任教官

文科三年甲組
文科三年乙組
理科三年甲一組
理科三年甲二組
理科三年乙組
文科二年甲組
文科二年乙組
理科二年甲一組
理科二年甲二組
理科二年乙組
文科一年甲組

教授 脇本榮治
教授 安齋徹
陸軍歩兵大佐 海老名榮一

教授 深町弘三
教授 岡本信二郎
教授 脇本榮治
教授 柳原吉次
教授 田島義雄
教授 小松攝郎
教授 芦田弘夫
教授 岡本政孝
教授 黒田稻夫
教授 道家忠道
教授 田中菊雄

擔任教官

文科一年乙組
理科一年甲一組
理科一年甲二組
理科一年乙組

教授 長岡彌一郎
教授 岡部美二
教授 安齋徹
教授 工藤龜三郎

○生徒

(昭和十二年七月一日現在)

文科甲類三年 (二十名)

立教	麻田	暢夫	大坂	京市立東	五斗	賢吾	東京	米澤	本間	忠吉	山形
第VIII京	今井	董	新潟	粕壁	金子	康三	埼玉	第IV京	小林	弘幹	茨城
愛知	松原	義顯	茨城	第IV京	村上	達三	東京	米澤	内藤	省一郎	山梨
山形	中村	源吉	山形	第I山	野村	巍	男	第III京	大房	基一	東京
立教	小口	隆弘	長野	第I京	岡崎	恭一	東京	角能	太田	實	秋田
山形	關根	宗典	山形	見付	鈴木	之男	山梨	開成	瀧澤	榮吉	東京
第I知	田中	政英	鳥取	川崎	渡邊	正男	山梨	開成	瀧澤	榮吉	東京
山形	阿部	榮一	山形	山形	阿部	善助	山形	第II編	星野	正	愛知
山形	津市	河英	彦	大垣	石田	録一	岐阜	第I京	色部	良三	東京
山形	角張	東格	山形	山形	金森	久	山形	足利	川島	良造	山梨

文科乙類三年 (三十一名)

米澤	小野	善次	山形	古川	佐々木	銳市	宮城	新庄	酒井	匡紀	山形
第IV京	佐藤	一郎	宮城	相馬	佐藤	剛章	山形	山形	鹿野	利男	山形
酒田	庄司	恒	山形	佐藤	鈴木	勝	山梨	山形	鈴木	常治郎	山形
天理	高橋	彦弘	東京	芝	竹石	耕美	山梨	第V京	寺尾	正六	東京
山形	外山	京太郎	宮崎	第II松	鶴見	市郎	山梨	第IV京	渡邊	正止	新潟
山形	山本	善一郎	山形	第IV京	吉田	鐵夫	東京	第IV京	吉田	鐵夫	東京
田村	吉田	行雄	山形	第IV京	吉田	鐵夫	東京	第IV京	吉田	鐵夫	東京

理科甲類三年一ノ組 (二十二名)

德島	阿部	卓二	德島	山形	會田	彌吉	山形	第IV京	飯田	堅三	埼玉
徳島	一條	秀夫	北海道	千尋	出野	清光	千尋	第IV京	加藤	龍生	東京
池田	孝一	千尋	千尋	鶴岡	池上	源吉	富山	開成	中山	福男	北海道
麻布	川本	強雄	東京	第II松	升川	忠男	山形	開成	野口	嘉信	山梨
京市立東	川本	強雄	東京	第II松	升川	忠男	山形	開成	野口	嘉信	山梨
村上	中山	太郎	新潟	第II松	二瓶	一郎	宮城	正則	野口	嘉信	山梨

第東 九京	能代	第東 二京	第東 三京	開成 成京	米澤	津	第東 一京	赤松純二
池田和	江坂哲夫	青村鶴彦	松井影明	窪田俊彦	木村誠	今井正郎	三重	
新湯	秋田	栃木	東京	東京	山形	山形	山形	
大館	米澤	福島	第東 七京	早稲田	山形	第東 九京	山形	
岩下武三郎	藤田光雄	朝倉次男	關誠之	坂寄俊雄	水口敏之	小島秀幸	高知	
長野	東京	福島	埼玉	東京	徳島	群馬	山形	
高崎	山形	村上	第東 四京	麻布	立正	第東 二京	甲府	
金森信雄	市村仁	馬場博	高橋文武	下平次元	佐藤憲正	中村靖一	安東	
沼津	山形	新潟	宮城	東京	東京	長野	山梨	
			愛知	東京	山梨	山梨	山梨	

文科乙類二年

(二十五名)

理科甲類二年一ノ組

(三十三名)

佐渡	山形	相馬	大連	第東 二京	第東 一京	宇都宮	第東 八京	山形	山形	山形	米澤	第東 二京
粕谷正	門間巽	佐藤中行	鈴木正次	富永浩	八代典二	茅根一郎	長谷川安雅	五十嵐光男	桐澤淳	工藤弘吉	三浦禎雄	岡沼巖
新潟	秋田	福島	山形	千巻	官城	茨城	千巻	山形	秋田	山形	秋田	福島
麻布	双葉	山形	第東 一京	第東 一京	第東 一京	第東 五京	第東 一京	豊橋	山形	開成 成京	山形	第東 二京
紅松保雄	永野藤夫	佐藤正	高田成	塚本法彦		藤森立雄	平賀竹夫	槽谷宗男	小林良助	栗山旭	長澤智一	奥平浩
千巻	福島	山形	山形	山形	山形	長野	福島	福島	山形	石川	山形	東京
第東 一京	米澤	栃木	福島	佐野	佐野	宇都宮	第東 八京	開成 成京	麻布	工東 成京	繪濃 中野	山形
草野隆一	南雲純	椎名友十郎	高橋和年	鷺見修夫		古田陸彦	廣川作太郎	菊田次郎	小池健次郎	三舟泰造	根岸新治	寒河江幸正
東京	山形	栃木	福島	栃木	栃木	栃木	福島	宮城	東京	東京	群馬	山形

佐々木 滿雄	前橋	藤 一夫	群馬
白崎 謙二郎	山形	鈴木 禮三郎	千葉
高木 義郎	東京	高橋 研	岩手
遠山 光正	東京	渡邊 貞一	新潟
佐々木 滿雄	前橋	鹽田 義重	東京
白崎 謙二郎	山形	田口 靖郎	秋田
高木 義郎	東京	東海林 虔二	山形
遠山 光正	東京	山田 勉	愛媛

理科甲類二年二ノ組

(三十五名)

愛澤 實	福島	藤井 俊夫	東京
橋本 清	宮城	石野 克巳	千葉
小林 正秀	群馬	栗田 憲二	群馬
増田 忠純	東京	森川 鐵之助	福岡
仁科 正夫	山形	西野 泰裕	東京
大庭 辰雄	兵庫	及川 宏一	宮城
齋藤 秀夫	山形	齋藤 佳雄	山形
佐藤 進一	群馬	藤正 治	群馬
紫竹 寛之	東京	下村 養一	東京
愛澤 實	福島	川合 俊三	東京
橋本 清	宮城	桑島 格一	山形
小林 正秀	群馬	長井 寛一	山形
増田 忠純	東京	第一 南村 上寛	岩手
仁科 正夫	山形	第一 南村 上寛	岩手
大庭 辰雄	兵庫	第一 南村 上寛	岩手
齋藤 秀夫	山形	第一 南村 上寛	岩手
佐藤 進一	群馬	第一 南村 上寛	岩手
紫竹 寛之	東京	第一 南村 上寛	岩手

理科乙類二年

(三十二名)

菅 鉄平	秋田	赤澤 勇	山梨
竹下 啓一郎	東京	長谷川 廣吉	千葉
豊島 正道	茨城	石内 達實	神奈川
相田 俊郎	山形	小針 精壽	愛媛
江畑 維三郎	秋田	松澤 誠	長野
石原 俊	東京	白河 倉品 義雄	新潟
小林 清	茨城	長岡 倉品 義雄	新潟
草間 昇	茨城	白河 倉品 義雄	新潟
三浦 寛	山形	白河 倉品 義雄	新潟
永田 千吉郎	茨城	白河 倉品 義雄	新潟
岡田 美晴	徳島	白河 倉品 義雄	新潟
鈴木 逸夫	千葉	白河 倉品 義雄	新潟
梅本 昌一	兵庫	白河 倉品 義雄	新潟
菅 鉄平	秋田	馬場 重正	群馬
竹下 啓一郎	東京	猪野 憲一	千葉
豊島 正道	茨城	川島 通義	栃木
相田 俊郎	山形	倉品 義雄	新潟
江畑 維三郎	秋田	白河 倉品 義雄	新潟
石原 俊	東京	白河 倉品 義雄	新潟
小林 清	茨城	白河 倉品 義雄	新潟
草間 昇	茨城	白河 倉品 義雄	新潟
三浦 寛	山形	白河 倉品 義雄	新潟
永田 千吉郎	茨城	白河 倉品 義雄	新潟
岡田 美晴	徳島	白河 倉品 義雄	新潟
鈴木 逸夫	千葉	白河 倉品 義雄	新潟
梅本 昌一	兵庫	白河 倉品 義雄	新潟

和 田 博 夫 栃 木

保 原 山 田 庄 助 福 島

文科甲類一年 (三十名)

前 橋	阿 部 玄 治 新 潟	半 田 青 木 尹 三 重	調 路 千 葉 曉
第 一 濱 福 本 健 之 助 神 奈 川	牛 田 菱 沼 清 一 宮 城	第 一 橋 人 見 武 東 京	
山 形 今 泉 一 郎 山 形	青 森 猪 股 正 青 森	前 橋 金 子 東 司 群 馬	
網 走 勝 野 常 一 山 形	新 庄 吉 川 種 泰 福 島	山 形 古 塚 浩 平 山 形	
小 田 原 栗 原 得 時 千 葉	川 崎 栗 谷 善 雄 神 奈 川	浦 和 水 村 金 彌 埼 玉	
第 四 京 本 山 守 忠 佐 賀	早 稲 田 永 井 秋 雄 東 京	長 井 長 岐 靖 朗 秋 田	
大 成 西 村 義 政 北 海 道	村 上 大 倉 博 介 新 潟	匠 道 大 野 一 郎 茨 城	
第 九 京 大 野 正 孝 東 京	第 九 京 太 田 周 一 東 京	浦 和 大 野 一 郎 茨 城	
岩 見 澤 鈴 木 蒼 生 雄 大 阪	余 市 植 村 秀 北 海 道	正 則 宇 野 澤 亮 之 助 神 奈 川	
寒 河 江 和 田 善 太 郎 山 形	早 稲 田 若 尾 榮 神 奈 川	寒 河 江 吉 村 正 男 山 形	

文科乙類一年 (三十名)

山 形 阿 部 茂 政 山 形	第 二 京 阿 部 壽 治 宮 城	第 八 京 安 藤 三 郎 東 京
長 井 船 山 道 三 山 形	山 形 降 矢 敬 義 山 形	大 田 原 伏 見 貞 二 栃 木
網 走 半 澤 哲 北 海 道	山 形 叶 内 竹 次 郎 山 形	鶴 岡 加 藤 真 山 形
米 澤 木 村 達 山 形	新 潟 熊 木 賛 郎 新 潟	山 形 松 田 仁 松 山 形
第 二 京 松 本 薫 大 分	第 一 京 三 木 泰 廣 島	豊 原 森 田 清 信 北 海 道
第 一 京 村 木 哲 夫 宮 城	米 澤 西 山 貞 雄 山 形	山 形 野 村 喜 芳 山 形
第 五 京 落 合 久 德 秋 田	第 八 京 大 岩 威 東 京	鶴 岡 坂 本 春 吉 山 形
米 澤 佐 々 木 勲 丸 青 森	古 川 佐 々 木 信 宮 城	秋 田 薄 田 德 人 秋 田
第 三 京 高 橋 上 策 群 馬	京 葉 高 橋 正 忠 秋 田	鶴 岡 高 橋 鐵 太 郎 山 形
平 野 塚 越 敏 群 馬	盛 岡 内 堀 昌 志 岩 手	函 館 四 ッ 柳 修 造 北 海 道

理科甲類一年一ノ組 (三十名)

秋 田 安 倍 季 男 秋 田

磐 城 有 馬 德 衛 福 島

湘 南 浅 岡 康 明 神 奈 川

山形	藤田	恒	山形	聖太	船坂	隆三	岐阜	藤田	飯田	清二	山口
野村	石塚	達雄	北海道	第東五	加藤	宏	東京	第東九	小林	末男	東京
第神一	駒井	治夫	福井	長岡	駒形	治	新潟	秋田	三神	悌次	秋田
鶴岡	森田	浩三	山形	山形	森谷	辰夫	山形	第東八	村山	義夫	東京
京市立	中根	千富	東京	一第東第	小川	國男	東京	第東一	佐藤	三郎	山形
長井	佐藤	正	青森	第東七	鈴木	忠彦	千葉	荒川	高田	國雄	山形
早稲田	高村	養之助	栃木	都文庫	藤條	泰磨	山形	盛岡	土田	光夫	山形
麻布	津田	正衛	東京	第東九	内海	勇	東京	湘南	山家	謙一	大阪
海城	八卷	洋	宮城	公立南	横昌	德弘	東京	千葉	吉岡	義忠	千葉

理科甲類一年二ノ組 (三十名)

山形	工藤	貞一郎	山形	大分	松南	哲三	鳥取	第東五	三輪	米男	東京
成東	宮下	眞一	長野	第東二	茂木	一雄	群馬	秋田	中村	三郎	秋田
會津	佐藤	健象	宮城	小田原	關野	新造	神奈川	第東三	柴崎	一雄	青森
第東八	島田	哲夫	岡山	水産津	白鳥	知	静岡	本郷	杉田	鋼吉	秋田
秋田	田口	哲男	秋田	麻布	戸田	知夫	岡山	豊橋	鳥居	敏	愛知

理科乙類一年 (三十名)

山形	工藤	貞一郎	山形	大分	松南	哲三	鳥取	第東五	三輪	米男	東京
寒河江	安部	堯	山形	正則	有賀	一雄	東京	第東八	石谷	順二郎	栃木
松本	濱興	篤徳	山形	土浦	久松	哲夫	茨城	第東八	加藤	達郎	東京
山形	石澤	武	山形	米澤	伊藤	理仲	山形	第東八	近藤	師家治	石川
第東七	監物	敬二	千葉	中野	木庭	二郎	東京	第東八	宮地	敏樹	高知
真岡	今野	恭平	栃木	青野山	古關	志郎	福島	第東八	中江	晃	北海道
館谷	向井	俊二	埼玉	第東一	永見	志摩雄	茨城	安部	永井	功	鹿児島
安部	中原	和夫	長野	京市立	中崎	弘元	茨城	安部	永井	功	鹿児島

總計	專檢	滿洲	關東州	朝鮮	臺灣	沖繩	鹿兒島	宮崎	大分	熊本	長崎	佐賀	福岡	高知	愛媛	香川	徳島	山口	廣島	岡山	島根	鳥取	和歌山	奈良	兵庫	大阪	京都	滋賀	三重	愛知	靜岡	岐阜	長野	山梨	福島	石川	富山	新潟	神奈川	東京	千葉	埼玉	群馬	栃木	茨城	
五										一										一			一							三	四	一					一	一	一四		二		一			
夫																	二	一						一						一	三		一	一				四	二	三	三	一	二	三	二	
二七										一						二	一						一	一						四	七	一	一	一				五	三	三六	三	三	三	四	二	
弄		一		一																									一	一	一			二			二	一	一七	一		二	二			
一〇〇					一												一							二						三	二					二	四	三五	七	一	五	五	三			
一五		一		一	一												一							二					一	四	三			三		四	五	四三	八	一	七	七	三			
六〇																								一						一					二	四	一四	一	二	二	一					
九〇	一		一	一					一				二											一	一		一			一	一	一	二	一			一	七	三〇	五	二		二	二		
一五〇	一		一	一					一				二											一	一		一			二	一	一	二	一			三	二	四四	六	四	二	三	二		
四三三	一	一	一	二	一				一	一		二					三	一			一		一	四				一	一〇	二	二	三	五			二	一九	三三	一七	八	二	二	一四	七		

二、本籍府縣別表

(昭和十二年七月一日現在)

道府縣	第三學年		第二學年		第一學年		合計
	文科	理科	文科	理科	文科	理科	
北海道		三		一	六	三	一三
青森				三	二	二	四
岩手		二		二	一	二	四
宮城	二	五	三	五	四	八	二〇
秋田	一	三	二	六	三	五	一〇
山形	一五	二	一四	一七	一六	一五	九〇
福島	一	一	四	八	一	五	二〇
茨城	二	二	三	五	一	二	一〇
栃木	二	二	三	三	一	四	一五
群馬		二	一	七	二	三	一三
埼玉	二	二	一	七	一	二	九
千葉		三	三	七	一	六	二〇
東京	九	一七	九	一五	六	六	七三
神奈川	二	二	四	二	四	一	一四
新潟	三	四	二	二	三	四	一六
富山		一		一		一	二
石川				一		一	二
福井		一		一		一	三
山梨	一	一	二	一	一	一	七
長野	一	五	二	二	一	二	一三
岐阜	一	三	一	一	一	三	四
靜岡	四	一	一	一	一	三	一三
愛知	一	一	一	一	一	一	五
三重							二
滋賀							二
京都		一		一		一	二
大阪	一	一		二		二	四
兵庫				二		二	四
奈良		一		一		一	二
和歌山			一				一
鳥取	一			一		一	三
島根				一		一	二
岡山				一		一	二
廣島		一		一		一	三
山口		一		一		一	三
徳島				二		二	四
香川				一		一	二
愛媛				二		二	四
高知				一		一	二
佐賀				一		一	二
長崎							一
熊本				一		一	二
大分							一
宮崎	一						一

總計	朝鮮	沖繩	鹿兒島	宮崎	大分	熊本	長崎	佐賀	福岡	高知	愛媛	香川	徳島	山口	廣島	岡山	鳥根	鳥取	和歌山	奈良	兵庫	大阪	京都	滋賀	三重	愛知	靜岡	岐阜	長野	山梨	福島	石川	富山	新潟	神奈川	東京	千葉	埼玉	群馬	栃木	茨城
五			一	一													一					一				一	四	一	一	一				三	二	九		二		二	二
六													一	一	一					一		一				一	三		五	一	一	一	一	四	二	一七	三	二	二	二	二
一七			一	一									一	一	一			一		一		二				二	七	一	六	二	一	一	六	四	二六	三	四	二	二	四	二
五									一			一						一				一				一	一	一		二	二	四	九	三	一	一	一	三			
一〇〇						一					二	一	二		一			一				二	一				一	一	二	一	一	二	二	一五	七	一	七	三	五		
一五						一			一	二	一	三		一	一		一	一			三	二	二		一	二	二	四	三	一	一	六	二	二四	一〇	二	八	六	五		
六					一		一						一		一							一			一	一	一	一			三	四	六	一	一	二	一	一			
九〇			一					一				一	一		二		一		一			一				一	二	二	二	一	一	一	一	四	一六	六	二	一	四	二	
一五〇			一		一		一	一		一		一	一	一	一	二	一	一		一		二			一	一	三	三	二	二	一	一	四	八	三三	七	三	三	五		
四三			二	一	一	一	一	一	三	二	二	一	五	二	三	二	三	三	一	二	二	四	二		二	五	二	四	一	七	三	二	一六	一四	七三	二〇	九	一三	一五	〇	

卒業生

三	愛	靜	岐	長	山	福	近	青	崇	前	煉	世	藤	美
重	知	岡	阜	野	梨	井	藤	森	幸	林	田	藤	高	木
			二		業	文								
			本		一	科								
			科		三	科								
			科		學	科								
			科		卒	信								
			科		業	文								
			科		二	科								
			科		學	科								
			科		卒	信								
			科		業	文								
			科		一	科								
			科		學	科								
			科		卒	信								
			科		合									
			科		信									

(昭和十二年十一月一日現在)

理科甲類

(五十六名)

工	農	工	農	工	農	文	工	工	工	工	工	工
齋藤	中川	永野	宮地	松森	牧	河田	可兒	伊藤	廣瀬	林	針谷	青柳
峻	平二	紋一郎	永良	明	實	幸一郎	虎夫	信輔	岩吉	啓助	孝之	唯志
培玉	新潟	山形	香川	福井	鹿児島	山形	岐阜	山形	山形	山形	東京	秋田
農	農	工	農	工	農	工	工	工	農	工	工	工
更科	新關	長尾	森	松谷	丸山	小泉	加藤	岩崎	細木	氷上	橋本	遠藤
兼藏	恒太郎	慎吾	長秀	榮介	玄吉	正己	關治	規矩雄	繁	克之	篤四郎	士郎
山形	山形	徳奈川	東京	宮城	山形	大阪	宮城	山形	東京	岡山	群馬	山形
工	農	法	農	工	工	農	工	文	正	工	工	工
佐藤	奥山	中川	長橋	三川	政木	熊澤	河田	金子	今泉	平澤	林	萩原
周三	通世	長藏	富彌	逸郎	房次	良雄	黨	一次	篤男	次郎	五郎	政男
秋田	山形	山形	山形	秋田	群馬	北海道	東京	山形	山形	東京	東京	東京

理科乙類

(二十四名)

工	工	農	農	農	農	農	農	農	農	農	農	農
佐齋	鈴木	筑土	氏家	山鹿	吉田	吉田	山鹿	山鹿	山鹿	山鹿	山鹿	山鹿
義男	辰雄	邦寧	憲介	常吉	喜司	禮藏	山口	保吉	山崎	永作	山崎	山崎
山形	山梨	静岡	宮城	山形	福島	山形	山形	山形	秋田	秋田	秋田	秋田
農	農	農	農	農	農	農	農	農	農	農	農	農
菅井	寺島	上田	渡部	山口	吉田	山崎	山崎	山崎	山崎	山崎	山崎	山崎
準一	義彦	潤一	彌作	保吉	禮藏	山崎	山崎	山崎	山崎	山崎	山崎	山崎
山形	愛知	新潟	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形
農	農	農	農	農	農	農	農	農	農	農	農	農
朝倉	石橋	北川	中島	西野	佐々木	高梨	高梨	高梨	高梨	高梨	高梨	高梨
久松	俊	芳夫	信一	重孝	貞次郎	萬太郎	萬太郎	萬太郎	萬太郎	萬太郎	萬太郎	萬太郎
山形	千葉	北海道	富山	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形

醫學

武田 健次郎 山形

×立石 勘一 郡岡

對馬 秀雄 青森

第二回 百三十六名

(大正十三年三月卒業)

文科甲類

(三十六名)

文	阿部 六郎 山形	青木 裕 東京	蟻川 久太郎 山形	文	小川 志良 山形	武井 弘道 埼玉	田中 於菟彌 東京	文	齋藤 俊一 東京	白津 正 宮城	庄司 策朗 山形
文	堀井 彦次郎 遊賀	×千葉 二男 宮城	林 孝 埼玉	文	柏倉 俊三 山形	加藤 八郎 山形	小林 重男 東京	文	松浦 健三 山形	丸島 誠 千葉	馬込 信一 千葉
文	三上 壽一 山形	箕輪 嗎之助 神奈川	守谷 猛雄 北海道	文	森 紀慶 大隈	西田 芳雄 大阪	野崎 辰雄 山形	文	小川 宮次 山形	大森 達雄 東京	×三部 耕田 山形
文	末廣 一郎 北海道	高村 潔 東京	武田 鐵五郎 山形	文	安部 順一郎 千葉	阿部 正直 新潟	安藤 太郎 岐阜	文	安部 順一郎 千葉	安西 正夫 千葉	古澤 孝次 山形
文	末廣 一郎 北海道	高村 潔 東京	武田 鐵五郎 山形	文	安部 順一郎 千葉	阿部 正直 新潟	安藤 太郎 岐阜	文	安部 順一郎 千葉	安西 正夫 千葉	古澤 孝次 山形

文科乙類

(三十七名)

文	末廣 一郎 北海道	高村 潔 東京	武田 鐵五郎 山形	文	安部 順一郎 千葉	阿部 正直 新潟	安藤 太郎 岐阜	文	安部 順一郎 千葉	安西 正夫 千葉	古澤 孝次 山形
文	末廣 一郎 北海道	高村 潔 東京	武田 鐵五郎 山形	文	安部 順一郎 千葉	阿部 正直 新潟	安藤 太郎 岐阜	文	安部 順一郎 千葉	安西 正夫 千葉	古澤 孝次 山形

第三回 百五十名

(大正十四年三月卒業)

文科甲類

(三十七名)

加藤 錦士	山形	川名 浩	千草	菊地 榮一	秋田
松村 光雅	岩手	松澤 英太郎	山形	前田 茂	兵庫
三島 盛	島根	三宅 秀夫	山形	村井 貞寛	山形
村本 剛太郎	石川	長島 次男	千草	大庭 三郎	福岡
佐々木 小十郎	宮城	佐藤 千秋	新潟	關 市彌	山形
菅田 孝郷	東京	鈴木 良一郎	福島	高橋 文雄	秋田
山口 傳太郎	山形	米地 俊一	山形	高橋 文雄	秋田
阿部 吉雄	山形	荒井 一千	山梨	淺井 義男	東京
藤島 昌平	三重	船木 安二郎	茨城	古川 金治	長野
布施 欽吾	千葉	平岡 正吉	新潟	神野 俊	石川
川村 啓二	山形	木村 剛	岐阜	清瀧 豊三郎	大塚

文科乙類

(三十二名)

小林 元	群馬	今野 佐内	福島	窪田 忠次郎	長野
三輪 俊一	山口	村上 勇	山形	中島 太郎	埼玉
中村 武三郎	東京	岡村 一良	福島	大村 虎三	千葉
大友 義介	東京	穴戸 元	愛媛	穴戸 良策	宮城
菅野 庸三	宮城	田倉 秀雄	福島	田中 多一郎	島根
富樫 晃全	山形	海野 幸喜	福島	干清 淪	千葉
山内 勝貞	東京	柳瀬 博	東京	陽田 一郎	福島
李 康	朝鮮	李炳 郁	朝鮮	金元 奎	朝鮮
王 英生	中華	李炳 郁	朝鮮	金元 奎	朝鮮
青木 辰雄	山形	土井 重義	東京	後藤 安久	山形
細谷 辰雄	宮城	井上 濱介	岐阜	井上 郷司	神奈川
神保 謙吾	山形	高後 三四男	東京	近藤 春義	東京
菅野 第二	岩手	菅吉 夫	山形	川崎 謙治	千葉

三浦紀彦	東京	百瀬乙平	長野	元木清	山形
村田克巳	山形	長井益雄	山形	長岡榮吉	山形
仲野清	山形	小笠原龍哉	秋田	大槻周吉	山形
柳田幸太郎	秋田	佐藤傳吉	山形	佐藤五樹	東京
佐藤新一	山形	鈴木正輔	山形	竹内淳一郎	三重
東原勝郎	栃木	塚野正巳	山形	山本寛	東京
吉田六三	北海道	李鐘元	朝鮮		

理科甲類

(五十六名)

阿部通金	山形	會田長次郎	山形	會田義太郎	山形
秋山兼良	山形	青柳克巳	秋田	安藤仁	山形
荒木道彦	山形	後藤俊二	山形	平松弘	山形
井上千代太郎	山形	犬伏昌治	山形	石川輝一	山形
柿崎武雄	山形	龜森三津英	山形	龜山亨二	山形
兼子勝	山形	金子吉雄	東京	木村重	山形

木村雄吉	秋田	肥沼寛一	北海道	鴻巢要一郎	山形
今野國太郎	山形	高山岩男	山形	工藤辰馬	山形
栗原健二	山形	前田龍男	山形	前澤俊一	山形
松澤恵一	山形	宮澤吉成	山形	森谷市治	山形
向笠清	山形	中川清	山形	中村薫	山形
×非澤長二郎	新潟	大場龍男	山形	大江恒治	山形
齋藤一雄	山形	榊原喜八	山形	佐藤愛治	山形
佐藤幸治	山形	×澤渡貴彦	山形	瀬戸一良	山形
島田四郎	山形	白田五郎	山形	高橋八郎	山形
高根兵恵	山形	田崎彌太郎	山形	寺岡晋一郎	山形
鷺尾了諦	新潟	渡邊泉	山形	渡邊四郎	山形
八木澤光孝	山形	×山形昌治	山形	山縣敏夫	山形
米地憲二	山形	吉田吉雄	山形		

理科乙類

(二十五名)

青柳司郎	新田	遠藤卓夫	山形	富士田英三	山形
藤田宇三郎	東京	本田喜一	關島	本莊清	岐阜
石川英一	山形	×鹿島宗逸	千巻	宮川敬一	岩手
長沼潤次郎	山形	中村晴一	新田	西本源一郎	和歌山
小木會公	愛知	小澤英作	山形	尾關彌一郎	山形
佐藤八四二	大分	×高橋泰	山形	武田直見	關島
×寺島尙俊	東京	和田淳	茨城	渡部金太郎	山形
山口龍夫	山形	(改姓)吉田六郎	奈良	吉田貞一	關井
林國彦	臺灣	安孫子藤吉	山形	張日鼎	朝鮮
阿部武雄	山形	舟田清一郎	秋田	古川苞	島取
土井光頼	愛媛				

第四回 百七十九名

(大正十五年三月卒業)

文科甲類

(四十三名)

古屋儀彦	山梨	後藤隆吉	秋田	堀喬	神奈川
石塚勝雄	埼玉	伊藤寬夫	山形	十文字信雄	宮城
神尾孝平	關島	吉元鳳	新潟	菊地靜男	愛媛
木村量平	東京	小泉源三郎	千巻	熊野可成	東京
三浦喜代一	北海道	新納太郎	徳島	小原良	岩手
及川四郎	宮城	相良勇雄	宮城	鷺萬	關島
齋藤勝	山形	(改姓)齋藤益藏	千巻	齋藤辰男	關島
坂倉延雄	山梨	佐々木保郎	山形	慎驥	朝鮮
朱祥植	朝鮮	鈴木留守一	山形	高島清吾	山形
田澤古壽	神奈川	戸川明	東京	東郷城一	東京
文法 戸倉廣	千巻	牛田三郎	京都	渡邊功	山形
山縣桂一	秋田	安田録郎	岐阜	安田裕	東京
金鳳成	朝鮮				

文科乙類

(三十四名)

野々村 映宮城	尾關 文二郎 山形	佐藤 政雄 山形	澁谷 英一 新潟	鈴木 廣澄 福島	田中 時雨郎 山形	横山 重夫 山形
尾形 博山形	李 泓 朝霞	關根 福貴 埼玉	鳥村 正 東京	鈴木 孝夫 静岡	渡邊 一成 福島	馬 祥麟 中華
小野 巖 岩手	齋藤 一郎 静岡	關野 吉太郎 埼玉	菅原 平治 山形	武井 秀二 新潟	山口 弘三 山形	

理科甲類

(六十五名)

阿部 襄 山形	古布 亮藏 兵庫	橋本 克巳 群馬	日根野 太郎 東京	伊藤 敬輔 山形	伊東 彊自 山形
栗野 榮次 山形	長谷川 八郎 山形	服部 親宏 愛知	平石 利夫 山形	伊藤 克太郎 秋田	石井 直治郎 山形
青山 幸造 山形	羽田 謙仁 山形	逸見 信夫 山形	廣澤 泰雄 長崎	伊藤 茂松 山形	石垣 悌次 山形

片桐 嘉助 山形	小林 茂 山形	北井 慎爾 東京	正木 健三 秋田	三澤 時雄 山形	長田 晋吾 三重	野村 實 岩手	大川 勝藏 静岡	大槻 眞 山形	小野 悌 山形	齋藤 三郎 山形	篠原 良一 群馬	高橋 泰彦 山形	瀧本 英雄 北梅道	豊田 浩七 山形
金澤 源太郎 山形	小林 新二郎 宮城	菊地 朝夫 秋田	室井 渡 栃木	水野 時雄 愛知	濤川 廣親 東京	能登山 勝彌 山形	岡田 以知二 千葉	大和田 一男 茨城	齋藤 泰治 山形	佐藤 兵次 山形	菅井 金藏 宮城	竹田 幸雄 山形	田中 寛助 山形	豊島 經世 石川
鞍貫 源八郎 山形	小仲 太郎 秋田	横 精一 山形	三輪 績 埼玉	門奈 五兵衛 静岡	中村 武雄 静岡	大井田 忠義 東京	岡田 正夫 東京	奥村 驍 東京	齋藤 雄 山形	椎名 武 山形	鈴木 勘次 山形	富樫 寛 山形	富田 四郎 山形	津熊 登 大坂

工 若木 望太郎 山形

理科乙類

(三十二名)

安孫子 連四郎 山形

石塚 太郎 山形

金子 喜雄 東京

木川 俊平 山形

松浦 謙三 山形

南波 晃一 山形

李 鐘 錦 朝鮮

佐藤 存 群馬

谷合 三代次 埼玉

渡邊 敏雄 東京

渡利 文夫 新潟

吉田 三郎 山形

青木 弘 山形

伊藤 那華男 山形

加藤 市松 山形

河端 一雄 新潟

三浦 光 栃木

野崎 信雄 山形

櫻井 誠 岩手

芝原 恭一郎 三重

内田 佐造 愛知

渡部 綱男 新潟

横澤 吉郎 山形

古屋 昌夫 山形

神谷 俊雄 新潟

加藤 末男 山形

工藤 藏吉 山形

中山 弘之 栃木

及川 公平 岩手

櫻井 國南男 東京

庄司 清吉 山形

内山 信 千葉

渡部 綱男 新潟

文科甲類

(三十五名)

朝倉 良夫 群馬

平塚 理 群馬

井上 精兵衛 山形

柿崎 宗 秋田

×藏 田 正 山形

眞船 清次 山形

西田 弘生 長崎

大須賀 糾夫 群馬

呂 昌 傑 朝鮮

佐藤 誠 東京

鈴木 祥造 山形

内田 信夫 山形

知久 光四郎 東京

星 穆 山形

伊藤 伸男 山形

河野 喜一 宮崎

黒坂 良平 東京

宮川 敏雄 岩手

尾越 巖 北埼玉

大友 源吾 山形

寒河江 幸信 山形

佐藤 信保 山形

高橋 數雄 山形

山根 武夫 山口

林 重藏 千葉

×星 野 健之介 山形

神部 富太郎 山形

河内 謙治郎 愛媛

×草 刈 正 山形

森 隆夫 東京

奥山 秀雄 山形

林 誠 朝鮮

佐々木 醇 山形

杉村 乾 山形

竹田 玄智 山形

文科乙類

(三十八名)

山根 武夫 山口

高橋 數雄 山形

佐藤 信保 山形

寒河江 幸信 山形

大友 源吾 山形

尾越 巖 北埼玉

宮川 敏雄 岩手

黒坂 良平 東京

河野 喜一 宮崎

×藏 田 正 山形

眞船 清次 山形

理科乙類

(三十七名)

工	醫	醫	農	醫	醫	醫	醫	農	農	工
吉澤	谷	須藤	篠原	酒井	中村	國井	小泉	猪股	山本	和田
幸雄	正明	克己	稔	清周	健治	勝夫	四郎	傳二郎	英喜	善巳
秋田	山形	神奈川	愛媛	福島	山形	山形	岩手	宮城	岩手	山形
醫	醫	醫	醫	醫	農	醫	醫	農	農	工
善積	上野	鈴木	白崎	佐藤	小野	前川	國保	金井	八柳	渡利
準平	武治	光三	重彌	平治郎	啓介	廣光	近	恒夫	三郎	宏平
宮城	栃木	宮城	山形	山形	岩手	北海道	栃木	東京	秋田	山形
農	醫	醫	醫	農	醫	醫	醫	醫	工	理
白東	宇賀神	種部	末松	清水	齋藤	馬島	巷野	菅野	吉田	山口
燁	俊次	三郎	富士郎	義雄	宏	潔	義信	千秋	渡	眞守
朝野	栃木	山形	山形	山形	福島	東京	栃木	福島	群馬	宮城

第八回 百八十名

(昭和五年三月卒業)

文科甲類

(三十七名)

法	法	法	文	文	法	東法	法	法	法	法
赤塚	藤村	平井	岩瀬	笠井	國井	永井	岡崎	坂本	佐々木	清水
亘三郎	昌	太郎	繁一	貞男	梯二	一	正彦	稻太郎	俊光	清
山形	東京	東京	愛知	山梨	山形	京都	岡山	秋田	宮城	新潟
法	法	文	文	文	文	法	法	法	法	法
朴	濱田	平野	巖谷	田能	松永	成瀬	小野田	三瓶	佐藤	鈴木
彝	三男	秀一郎	榮二	久	諦	清	慶司	文吾	正吉	宣三
朝野	山形	茨城	東京	愛知	栃木	栃木	山形	福島	千華	千華
法	法	法	法	法	文	法	法	法	法	法
遠藤	橋本	廣澤	神谷	國井	宮内	大場	崔	佐々木	佐藤	富田
正義	圭吉	信之助	秀夫	廣四	秀雄	一夫	允	勝五郎	泉明	穰
宮城	青森	神奈川	京都	山形	静岡	北海道	朝野	秋田	福島	山形
浦山	武一	富田	佐藤	佐々木	富田	浦山	武一	富田	浦山	武一
宮城	宮城	山形	福島	福島	山形	山形	宮城	山形	山形	宮城

文科乙類

(三十八名)

協本勤次	高松貞治	佐藤隆輔	齋藤榮治	大島武雄	中村宏	三浦滿作	松井懷美	川村悟一	石澤三郎	五十嵐昭夫	本田康藏	阿部秀夫
神奈川	大阪	山形	山形	宮城	東京	北海道	福岡	岩手	北海道	新潟	福島	福岡
吉田敬助	田島稻城	菅原政行	佐々木彪	李壽鏞	岡部實城	村井七郎	松田茂治郎	前田次郎	春日眞吾	池田彌六	堀嘉一	藤井泓
青森	南見島	奈良	福島	朝鮮	福島	山形	山形	愛知	宮城	千葉	長野	山形
上野英彦	鈴木節三	佐々木義武	李相稷	大類市郎	長澤俊雄	松坂二郎	牧野巍	粕谷務	石渡健一	細谷浩一	日暮豪雄	
大阪	長野	秋田	朝鮮	山形	山形	山形	福井	新潟	千葉	山形	北前道	

理科甲類

(六十七名)

根木和	眞島眞澄	近藤義夫	春日悦司	兒玉良三	加藤金正	石垣喜八郎	石川東太郎	平野浩一	長谷川利郎	船山孝輔	千葉高志	淺黃山喜雄
茨城	新潟	秋田	長野	秋田	宮城	宮城	岩手	岩手	岐阜	山形	宮城	山形
西邦之助	長町一雄	黒澤辰雄	加藤邦五郎	小山信夫	加藤次男	石川浩二	伊藤喜一郎	飯田正男	橋元容太郎	藤本芳	太宰六郎	雨貝謙吾
東京	香川	秋田	秋田	東京	岩手	山形	山形	栃木	東京	北海道	宮城	茨城
長橋市次	内藤録郎	松澤甚壽	川合貞夫	鞍馬壽雄	高坂英五郎	金光龍若	入江泰	伊倉伊三美	服部義郎	廣瀬定治	江面芳郎	荒尾茂
山形	宮城	長野	北海道	愛知	秋田	秋田	石川	福島	愛知	山形	栃木	山形

藤井孝行	遠藤正俊	會田宏一	山浦初男	和田信明	東間重倫	高田秀次	鈴木桂三	坂野六郎	白木小二郎	岡村勝男	大泉正雄	仁木盛雄
藤井	秋田	山形	長野	徳島	新潟	北海道	山形	山形	秋田	群馬	宮城	長野
芳賀圭吾	遠藤尙義	相澤隆一	矢野達夫	土田幸雄	高澤猛	鈴木脩	佐々木六郎	齋藤吉之助	齋藤吉之助	太田操	奥野健三郎	西宮一
秋田	宮城	宮城	長野	山形	宮城	東京	岩手	福島	福島	宮城	和歌山	秋田
袴田三郎	藤原慶一郎	蟻川忠藏	吉田尙	山田慎治	田中辰也	多田義雄	莊司篤	齋藤喜一郎	齋藤喜一郎	佐藤義雄	大島康男	西山義雄
東京	秋田	山形	東京	新潟	山形	新潟	宮城	福島	福島	福島	栃木	山形

理科乙類

(三十八名)

安村二郎	丹野重郎	佐々木賢	大氣壽郎	村上政雄	小室俊郎	川上歸一	片桐金七	利部徳正	樋口隆一
山口	宮城	秋田	愛媛	北海道	秋田	岡山	山形	秋田	山形
崔應洙	照井豊	佐藤悦郎	大瀧市右衛門	小笠原籟三	今野形太郎	川俣浩	片倉義夫	鎌倉勝夫	菱沼達也
朝鮮	岩手	岩手	新潟	山形	山形	栃木	宮城	山形	山形
宇田川藤安	鈴木重茂	齋藤秀樹	小倉加久雄	前田實	木戸三夫	川上平太郎	柏倉橋郎	飯川豊	飯川豊
東京	新潟	千葉	和歌山	山形	山形	山形	山形	宮城	宮城

第九回 百八十名

(昭和六年三月卒業)

文科甲類

(三十九名)

原田正志	飛田徳三	堀口清
山形	宮城	山形

中込	叶	布目貫一	大西常市
李秀教	坂田丈夫	佐竹正	
杉田佳政	鈴木一郎	高橋七良	
高田純也	竹内条吉	武内博文	
瀧浦潔	寺川重信	鶴見光太郎	
露崎衡平	吉川謹一		

第十回 百五十九名

(昭和七年三月卒業)

文科甲類

(三十三名)

江村都秋	藤崎朋彦	花川浩太郎
原陸夫	原壯平	橋本長弘
端山勇	林信行	匹田政介
肥塚久	五十嵐明	岩田金治郎
岩館廣忠	犬飼文吉	海和矢之助

文科乙類

(三十七名)

鹿野義夫	糟谷賢三郎	工藤昌文
宮内達郎	村谷永一郎	長瀬道郎
中村清太郎	大江靜吉	岡本達
小野忠夫	島村忠雄	鈴木富生
田中茂雄	土屋高藏	都築正英
矢萩市三郎	矢野吉之助	吉澤清次郎
荒井安三	荒川義人	明石長助
秋葉廣雄	安達昭朝	江口親茂
後藤五郎	細谷達三	石田一郎
伊藤眞一	岩本萬龜男	岩崎春三
岩脇庄助	加藤慶治	鬼海博雄
小西彦太郎	工藤忠三郎	楠廣之
松谷貞治	三浦正	森谷榮次郎

京工	藤條智三	山形	東北	渡邊正之	北海道	東工	矢吹和夫	廣島
理	山田久平	山形	理	山崎功	岩手			

理科乙類

(三十六名)

東北	安孫子	和男	山形	醫	相澤八郎	山形	東北	青木正矩	山形
鮎瀬善一郎	福島	醫	花津谷啓二郎	秋田	東北	林翠	和歌山		
星野好治郎	山形	東北	石井鶴藏	山形	東北	金澤正	山形		
川俣瑞男	栃木	醫	菊地豪	山形	東北	木内椋郎	秋田		
日下千太郎	宮城	千巻	松島利男	東京	醫	水野秀一	北海道		
長倉六郎	靜岡	東北	内藤晃	山形	新	仲野一	山形		
中澤仁	群馬	東北	新野新一	山形	新	大坪不二男	山形		
坂田節夫	岩手	新	佐々木一夫	岩手	大	斯波八郎	山形		
鈴木武一郎	山形	新	高橋一郎	山形	新	高橋幸次	新潟		
高橋正治郎	山形	東北	戸田正二郎	山形	東北	田島和夫	群馬		
東海林正美	山形	東北	土佐林豊成	山形	千	土屋隆義	東京		

新潟 内久根 武

長野 武

山形

歌川十郎

新潟

吉澤良平

第十二回 百五十九名

(昭和九年三月卒業)

文科甲類

(三十一名)

京文	深町正夫	石川	經	服部一郎	靜岡	京	早川正輝	東京
東	土方達大	山形	經	本間久策	北海道	法	今泉誠	山形
法	石塚庸三	茨城	京	板垣正雄	山形	法	上關恕雄	東京
京	加藤市吉	山形	法	川口乾之助	三重	經	木村有恒	山形
京	今野武	山形	文	久保一郎	埼玉	文	緑川傳作	福島
法	水戸富士夫	山形	法	三井正美	宮城	法	内藤直正	山形
東	小田徹	北海道	京	岡田寛美	東京	法	大國實	山形
東	齋藤嘉久	福島	東	佐原宏	山形	東	澁谷富壽雄	山形
文	庄司善助	山形	法	鈴木俊美	山形	法	高橋長吉	山形
東	武田豊	宮城	經	土屋保男	山形	法	和田新一郎	群馬

理科乙類

(三十三名)

京工	小田	柿	浩	三	滋賀	東農	小淵	松	司	群馬	工東	岡村	博	山口			
京農	奥	山	晋	東京	熊本	齋	藤	仁	作	埼玉	東農	志	田	俊	彦	山形	
盛盛	鈴木	忠	藏	埼玉	京理	鈴木	吉	太郎	山形	新潟	鈴木	真	一	新潟			
東農	鈴木	睦	陸	神奈川	工	田	中	正	夫	岩手	新潟	新	橋	弘	毅	茨城	
阪大工	高	橋	長	生	山形	工	田	中	正	夫	岩手	新	橋	弘	毅	茨城	
東北工	鶴	見	勇	馬	東京	東北	宇	留	野	勝	正	山形	新	橋	弘	毅	茨城
新潟	山	瀬	馨	東京	農	山	崎	丈	三	新潟	北大	結	城	玄	藏	東京	
東北	阿	部	達	次	新潟	農	秋	草	司	群馬	京農	青	木	雄	京都		
京	深	瀬	政	市	山形	新潟	廣	谷	常	治	山形	東	石	川	文	山形	
東北	加	藤	正	二	神奈川	農	河	村	俊	山形	金澤	河	村	正	美	山形	
新潟	川	内	益	信	新潟	金澤	小	林	濤	夫	神奈川	東	近	藤	弘	神奈川	
京工	公	莊	惟	成	京都	千葉	松	尾	貞	三	東京	新	森	末	恒	三	北
岡山	根	鈴	齊	史	鳥取	京農	二	瓶	信	福島	千葉	岡	部	豊	作	栃	木

第十三回 百五十名

(昭和十年三月卒業)

文科甲類

(二十七名)

東北	大	辻	祐	太郎	北	東	坂	部	政	夫	山形	東北	佐	藤	潔	秋		
新潟	佐	藤	登	山形	理	進	藤	吉	三	郎	山形	阪	篠	塚	修	之	千	
千葉	白	井	忠	臣	山形	千葉	庄	司	洋	山形	東北	鈴	木	芳	男	山形		
東北	田	中	芳	夫	山形	東北	梅	津	治	三	郎	山形	阪	梅	津	秀	四	
新潟	八	木	義	夫	岩手	東	矢	尾	板	孝	一	山形	東北	渡	邊	英	敏	宮
東法	安	藤	信	夫	秋	東	丸	藤	厚	策	山形	東	五	十	嵐	正	一	山
東文	池	田	博	東京	京	神	谷	正	山形	京	川	瀬	弘	山形				
京法	松	本	隆	二	千葉	京	最	上	幸	久	長	野	東	長	塚	晴	光	山
東	仁	平	久	俊	秋	東	野	間	虎	男	鹿	東	沼	正	也	東京		
東	岡	田	捨	克	北	東	齋	藤	恒	之	助	山形	東	佐	藤	八	郎	山
京	佐	藤	長	宮	城	東	佐	藤	利	清	山形	東	鈴	木	正	巳	山	

東法	鈴木定三	山形
東法	鈴木恒雄	東京
東文	高橋保	山形
東文	渡部晶	東京
東文	武島嘉正	山口
東文	土田正二	新潟
東文	渡邊次男	山形
東文	山田信雄	福島
東文	渡邊利郎	北海道
東文	渡邊次男	山形

文科乙類

(二十八名)

京法	秋葉秀次	山形
京法	福島秀夫	福島
京法	荒木修一	山形
京法	羽賀良一	山形
京法	明石源七	山形
京法	朝倉久	山形
京法	半澤十四男	宮城
京法	伊藤喜代治	山形
京法	小池一郎	福島
京法	百井一郎	福島
京法	齋恒男	宮城
京法	鈴木武一	山形
京法	高和真	茨城
京法	山岸重信	新潟
京法	立石謙二	岡山
京法	高橋正	山形
京法	佐藤正泰	山形
京法	小幡常夫	山形
京法	前田美好	東京
京法	角張東洲	山形
京法	平林富	山形
京法	福島秀夫	福島
京法	秋葉秀次	山形
京法	荒木修一	山形
京法	羽賀良一	山形
京法	本間泰	新潟
京法	木村正三	秋田
京法	松岡博	埼玉
京法	大場維一郎	山形
京法	鈴木清弘	北埼玉
京法	高橋剛	福島
京法	塚本天英	山形

理科甲類

(六十六名)

東工	安部喜久雄	東京
東工	江澤得二	千葉
東工	日野政之助	宮城
東工	伊藤武彦	北埼玉
東工	鏡逸雄	山形
東工	加藤省已	福島
東工	今田章三	山形
東工	工藤哲夫	山形
東工	松本永二	青森
東工	内藤武	山形
東工	中島正明	山形
東工	小原俊作	秋田
東工	大江賢太郎	埼玉
東工	荒井司	東京
東工	藤平健	栃木
東工	稻垣二郎	愛知
東工	加賀美四郎	山形
東工	金山三喜雄	山形
東工	小林巖	山形
東工	木野村大三	神奈川
東工	熊谷林三	東京
東工	皆川信彌	山形
東工	長濱重雄	石川
東工	中島泰	山形
東工	小俣次郎	山形
東工	大森慶四郎	東京
東工	會田豊作	東京
東工	吳錫胤	臺灣
東工	衣斐敏夫	東京
東工	神山雅夫	栃木
東工	新田森	山形
東工	小林勉	佐賀
東工	草野良一	山形
東工	村松博	神奈川
東工	茂木茂三	群馬
東工	中野友興	岩手
東工	日塔正俊	山形
東工	大泉壯	宮城
東工	岡田一雄	山形

文科乙類

(三十二名)

東文	新關	嶽雄	山形	東法	大川	寅之助	茨城	東文	頼	芳樹	廣島
東經	坂部	時夫	山形	東法	坂根	善四郎	東京	東經	鈴木	重之	茨城
東文	豊田	要三	福島	東法	脇	耕太郎	山形	東文	山内	十三	東京
京法	吉田	博保	福岡	京經	吉田	久藏	山形	東法	吉田	雄三	山形
京法	安部	藤三郎	山形	京經	明石	正孝	秋田	京文	安倍	静介	秋田
東經	青山	正男	栃木		千葉	新	岩手	京經	遠藤	武男	山形
東法	石塚	精一	新潟	東法	岩動	洋二	岩手	東法	伊藤	勝三郎	山形
京法	伊藤	光二	山形	東經	河口	慶比古	山口	東文	北原	健	長野
	小泉	環	神奈川	京法	宮本	益夫	東京	東法	内藤	猪三郎	山形
	中島	一郎	秋田	京法	中川	富彦	山形	東文	中木	堅	福島
京法	中津川	陸良	山形	東法	岡田	良	北海道	京法	大内	誠一	福島
京法	齋藤	脩哉	東京	京法	炭谷	啓二	富山	京法	田口	辰治	山口
東法	高田	景次	秋田	京經	武居	厚次	東京	京法	武田	潔	山形

理科甲類

(六十名)

東法	田中	眞左志	山形	東法	梅村	榮一	山形	東北	矢島	一木	山口
東經	山本	正男	福島	東法	結城	光太郎	山形				
京農	安部	爲盈	京都	東工	有山	善助	埼玉	東北	後藤	尙武	岩手
東醫	濱野	正明	東京	東農	橋本	孝雄	福島	東農	服部	千四郎	奈良
東農	林田	重幸	熊本	東北	石川	久之	山形	東理	石崎	克巳	千葉
	石原	喜男	千葉	京理	伊藤	國雄	山形	東理	龜田	董	山形
	加藤	一男	秋田	阪大工	葛原	寛美	和歌山	智通	毛塚	將吉	東京
京工	北崎	博康	大分	金澤醫	小林	傳四郎	山形	東工	小林	健次	廣島
北農	小島	喜太郎	山形	新潟醫	近藤	茂夫	北博道	東農	久保	憲人	群馬
工早	國司	重吉	千葉	東北醫	前田	貞正	新潟	東北工	萬年	豊治	鹿児島
京工	馬杉	毅	京都	東北醫	松田	正尙	山形	東北醫	目黒	義郎	福島
京工	宮崎	保徳	福島	京工	宮代	正之	神奈川		最上	健次郎	秋田
東農	村上	英也	岩手	東工	村田	章	山口	東北醫	長島	信正	東京

工東大京	中川正	京工	中村四郎	東北醫	中根正克
京工	西本清一	金澤醫	小野和麿	東北醫	大沼行之
其給醫	大越進	長崎醫	逢坂芳人	東北醫	佐藤清勝
東北工	佐藤昇	東工	佐藤喜二郎	京工	篠崎一郎
東工	鈴木彰	東工	高橋卓二	京工	武本守正
東工	田村純男	東工	田中正秀	東工	田中好雄
東工	塚本市郎	東工	山田典男	東工	山本修
九工	山内末雄	京工	矢代龍一	東工	横澤傳吉
東工	横山了助	東工	吉村定明	東工	吉野毅
名古屋	原村正憲	東北醫	長谷川幸之助	名古屋	長谷川舜翁
新潟醫	北條達男	新潟醫	石山功	新潟醫	板垣新三
東北醫	伊藤眞行	新潟醫	木村直	新潟醫	切替孝友
九醫	工藤三郎	新潟醫	工藤吉雄	新潟醫	三原正春

理科乙類

(三十三名)

第十五回 百四十名

(昭和十二年三月卒業)

文科甲類

(三十一名)

名古屋	湊榮光	金澤醫	宮内正矩	新潟醫	森川國雄
新潟醫	森戸保次	東大京	村上司郎	東理	長沼辰二郎
東醫	西牧榮	京醫	野口朗	東大京	佐藤正雄
東北醫	會根博	新潟醫	菅野藤夫	熊本醫	杉浦清四郎
東工	高橋豊吉	新潟醫	高野一松	新潟醫	武岡克明
熊本醫	塚本甲子男	東工	内田正作	新潟醫	渡邊孝之助
新潟醫	渡邊幸太	新潟醫	山口則明	新潟醫	横山達郎
東文	赤間道義	東文	浅原正基	京經	榎本出雲
東文	平城一郎	東文	細野哲雄	東法	細谷彌太郎
東文	池谷千尋	東經	今井宏	東經	石川智典
東文	石塚英二	東文	叶澤正二	東經	金守睦

文科乙類

(二十一名)

東文	北村	正巳	山形	東文	駒田	信二	三重	京經	小松	貞亮	群馬
京法	今野	義一	山形	京經	三浦	盛典	秋田	京法	宮川	博	東京
京經	村井	英次	山形	京經	南雲	親光	山形	京法	南部	哲也	北海道
京經	法	侃一郎	熊本	東法	大橋	武彦	岐阜	東經	小島	巖	山形
東經	佐藤	憲一	宮城	東法	谷口	良男	秋田	東經	丹野	泰吉	山形
京經	塚田	一道	山形	津久井	公平		群馬	山形	白井	忠彦	山形
京經	渡邊	俊次郎	山形								
東法	青木	覺	山形	京經	針	谷	正巳	京法	堀	井	綠郎
京法	長谷川	正文	東京	東文	寶	月	宏	京法	菊	地	眞一
京法	石上	武夫	東京	京法	川	口	武	東文	內	藤	公
京法	森	喜代四	福島	東文	森	幸一	宮城	東文	佐	藤	喜
京法	野村	讓二	東京	東文	佐	々	良	東文	內	藤	公
東法	佐藤	定次郎	山形	京法	里	見	禎	京法	瀨	谷	徹

理科甲類

(五十七名)

東經	鈴木	哲	山形	東法	高井	成	正	東京	京法	塚	原	千	矩	長野
新瀉	赤松	弘	東京	東經	青木	源	一	山形	新瀉	朝	岡	學	愛知	
新瀉	吾妻	一郎	福島	東經	茶	木	哲之助	東京	京理	波	多	野	義	夫
長崎	福田	正典	熊本	東經	橋	爪	徹	東京	京理	石	橋	正	一	山形
長崎	本多	有隣	東京	京理	五十	嵐	正	武	京理	一	色	孝	茨	城
東北	石川	正保	山形	東北	石	光	章	利	東北	神	作	正	夫	千
東北	香川	憲一	三重	東北	神	谷	昌	夫	東北	北	村	正	夫	山
京經	加藤	雄二郎	山形	京經	木	村	信	壽	京經	北	村	正	夫	山
京經	小平	清秀	東京	東經	近	藤	章	同	山	工	藤	太	刀	朗
京經	熊谷	博	長野	東經	倉	澤	博	長野	長	崎	又	吉	康	哉
京經	三森	嘉久雄	山形	京經	宮	本	乃	文	山	守	口	忠	夫	三
京經	武藤	聰雄	山形	京經	永	井	四	郎	山	野	並	志	郎	三
京經	大久保	通夫	山形	京經	齋	藤	實	秋	田	佐	藤	美	津	雄

東農	清水芳郎	岐阜	東農	菅原成徳	岩手	東農	鈴鹿	京都
東北工	鈴木五郎	岐阜	工東大	鈴木聰	岐阜	東農	高橋理介	山形
京工	竹内益雄	山口	工東大	玉井健夫	岐阜	東農	田中秀五	岐阜
東農	田中眞次	山形	名古屋大	鳥居章	愛知	阪大工	鳥海進	千歳
新潟	豊島朗	新潟	東農	宇賀田富五	埼玉	阪大工	漆野季廣	茨城
東農	渡邊五郎	宮城	東農	渡邊總夫	東京	阪大工	横山芳邦	愛知
東農	吉田秀之助	東京	東農	吉田利夫	茨城	阪大工	吉川需	山形

理科乙類

(三十一名)

東農	赤司景嗣	福岡	東農	遠藤六也	山形	東農	村岡弘	山形
東北	藤井貞男	福島	東北	後藤半	宮崎	東農	丸山鍊治	青森
東北	橋本邦夫	茨城	新潟	五十嵐市郎	福井	金澤	清原泰夫	佐賀
京	伊藤正治	東京	熊本	柏木芳夫	和歌山	金澤	丸山鍊治	青森
千歳	幸治正	千歳	新潟	日下部肇	山形	東農	村岡弘	山形
京農	松下晨兵衛	兵庫	長崎	松崎幹雄	大分	東農	村岡弘	山形

東北	村里正六	岩手	金澤	中山泰助	東京	新潟	小片保	群馬
新潟	小野口仁二	福島	東北	大内清太	山形	東北	齋藤悌三	山形
新潟	佐藤昌	宮城	東北	佐藤利雄	山形	東北	高萩浩	福島
新潟	高世幸弘	山形	千歳	内海武夫	東京	東北	湯目芳郎	宮城
新潟	吉岡孝次	埼玉						

